

令和8年度版

長野県信用保証協会のあらまし

2026 DISCLOSURE



長野県信用保証協会

目 次

I	長野県信用保証協会について	2
	● 信用保証協会の役割	
	● 長野県信用保証協会の基本理念	
	● 長期経営ビジョン2018	
	● プロフィール	
	● コーポレートマーク	
	● 役員	
	● 当協会のあゆみ	
	● 組織機構図	
	● 各営業店窓口と担当地域のご案内	
II	事業計画・経営計画	8
	● 中期事業計画(令和6年度～令和8年度)	
	● 令和8年度経営計画	
	● 外部評価委員会	
III	お客さまへの約束	15
	● コンプライアンスの取り組み	
	● 個人情報保護宣言	
	● 情報セキュリティ基本方針	
	● 反社会的勢力の排除	
IV	令和7年度事業報告	19
	● 事業方針	
	● 業績	
	● 決算報告	
	● 基本財産	
	● 主な取り組み	
V	信用保証の動向	40
	● 保証利用企業者数	
	● 保証の推移	
	● 保証承諾の状況	
	● 保証債務残高の状況	
	● 代位弁済と求償権回収の推移	
	● 代位弁済の状況	
VI	信用保証制度のご案内	49
	● 信用補完制度について	
	● 信用保証のご利用にあたって	
	● 経営者保証を不要とする保証の取扱い等について	
	● 責任共有制度	
	● 信用保証料	
	● 保証制度のご案内	

ごあいさつ

平素は長野県信用保証協会の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動を広くお知らせするために、今年度の経営計画や前年度の業績などをまとめたディスクロージャー誌「令和8年度版長野県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに信用保証制度や当協会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

さて、令和7年度はエネルギー・原材料高や人手不足、人件費高騰が続くなかで、金利上昇や米国の関税政策もあり県内経済は総じて厳しい状況が続いており、この状況は令和8年度に入っても変わらない状況でございます。また足元では、中東情勢が及ぼす日本経済、世界経済への影響が増大しつつある中で、今後の不確実性もあいまって県内中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるものと認識しております。

当協会では、このような経済状況等を踏まえ、創業期から再生期までの様々な経営のステージにある事業者の皆さまに、最適な保証制度を迅速かつ適切に提供してまいります。併せて「経営者保証に依存しない融資慣行」の確立に向けた取り組みや今年新設された「モニタリング強化型特別保証」、昨年制度化された「協調支援型特別保証」を進めるなど、国及び地方公共団体の各種政策保証や当協会独自の保証制度・支援施策を実施してまいります。

そのため、事業者の皆さまに寄り添い、適切な資金繰り支援と経営支援の一体的な取り組みを継続し、経営改善や事業再生の取り組みを一層加速してまいります。

支援の実効性を高めるため、金融機関をはじめとする関係支援機関の皆さまとの連携をより一層密にし、信用保証を通じて長野県経済の安定と発展に貢献してまいります。

こうした取り組みを役職員が一丸となって推進し、「信頼され、顔の見える保証協会」をさらに目指してまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

会長 玉井 直



I 長野県信用保証協会について

■信用保証協会の役割

信用保証協会の役割は、中小企業・小規模事業者（以下、「お客さま」という。）の金融の円滑化を図ることにあります。事業の経営に真剣に努力し、将来に向かって発展の可能性のあるお客さまに対して、金融上の強力な「公的保証人」となって、融資の途を開く専門機関が信用保証協会です。信用保証協会は、お客さまと金融機関とを結びつける「かけ橋」の役目を果たすことを目的として設立された機関であり、多くのお客さまの中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして、お客さまを発展に導き、地域経済の発展に寄与することに大きな役割があります。

長野県信用保証協会（以下、「当協会」という。）は、このような機能・役割を果たすべく、「基本理念」を定め、お客さまを力強くサポートします。

■長野県信用保証協会の基本理念

コンセプト

私たち長野県信用保証協会は
信用保証により
明日を拓く中小企業を力強くサポートし
長野県の洋々たる発展の一翼を担います

基本姿勢

質の高い信用保証サービスの提供
お客さまのニーズに積極的に対応し
新しい可能性を生み出す質の高い信用保証サービスを提供します

健全かつ適切な業務の遂行
公共的使命と社会的責任の重みを認識し
環境の変化に対応できる経営基盤の確立を図り
健全かつ適切な業務を行います

活力にあふれた組織づくり
創造性豊かな人材を育成し 自由闊達な議論で 活力にあふれた組織をつくります

行動の指針

わたしたちは

- ありがとうの心で 親身になって接します
- 広い視野に立ち 公正・迅速にとりくみます
- 感性をみがき 進んで改革につとめます

■ 長期経営ビジョン2018

このビジョンは、信用保証協会の役割、当協会の基本理念を確認したうえで、2030年に向かって、私たちがともにすべき認識を示したものです。

「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」

3つの“つなぐ”

- お客さまと金融機関をつなぐ
- お客さまの今日と明日をつなぐ
- お客さまの成長と地域の発展をつなぐ

当協会は、地域のお客さまとそのお客さまの明るい未来をつなぎます。

この「3つの“つなぐ”」を掲げ、職員一人ひとりがその意味を考え、自分にできること、やるべきことを考え行動します。

また、その行動にあたっては、私たちは次の3つの視点を持ち取り組みます。

① お客さまへ

お客さまのニーズに応え、その事業発展に貢献するため、当協会は創意と工夫をいかした質の高い信用保証サービスを常に磨き続け、タイムリーに提案します。

② 地域へ

地域の金融機関や支援機関の皆さま、また、当協会の経営の基盤であるこの地域社会も重要な存在です。地域の皆さまとの関係を深め、その連携を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献します。

③ 協会職員へ

当協会の職員も重要な経営資源の一つであり、当協会が目指す経営理念の実現に欠かすことのできない存在です。そのため、職員や組織の最大限の活用を図ります。

■ プロフィール

- 名 称／長野県信用保証協会
- 設 立／昭和24年3月28日
- 事業開始／昭和24年4月30日
- 根拠法律／信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
- 基本財産（資本金に相当）／ 515億円
内訳 基金 72億円
基金準備金 443億円
- 事 業 所／本部、2営業部、6支店
- 役職員数／役員 常 勤 理 事 4名
非常勤理事 10名
常 勤 監 事 1名
非常勤監事 2名
職員 134名（令和8年4月1日現在）
- 保証債務残高／件数 79,448件
金額 6,249億円
- 利用企業者／34,267企業
※数値は令和8年3月31日現在

■ コーポレートマーク

コーポレートマークは楕円形の中に三つのラインをデザイン化したもので、長野県信用保証協会が中小企業と金融機関を結ぶ一つの宇宙を構成し、中小企業の健全な繁栄に大きく寄与することの願いが込められています。

経済的な安心、安定を求める中小企業によって形成されるグリーンの世界は長野県の大地を、信用信頼を求める金融機関のブルーの世界は長野県の大空を、そして、中小企業と金融機関との太いパイプ役として、地域経済の発展に貢献する長野県信用保証協会を白い爽やかな風として象徴したマークです。



■ 役 員

（令和8年6月1日現在）

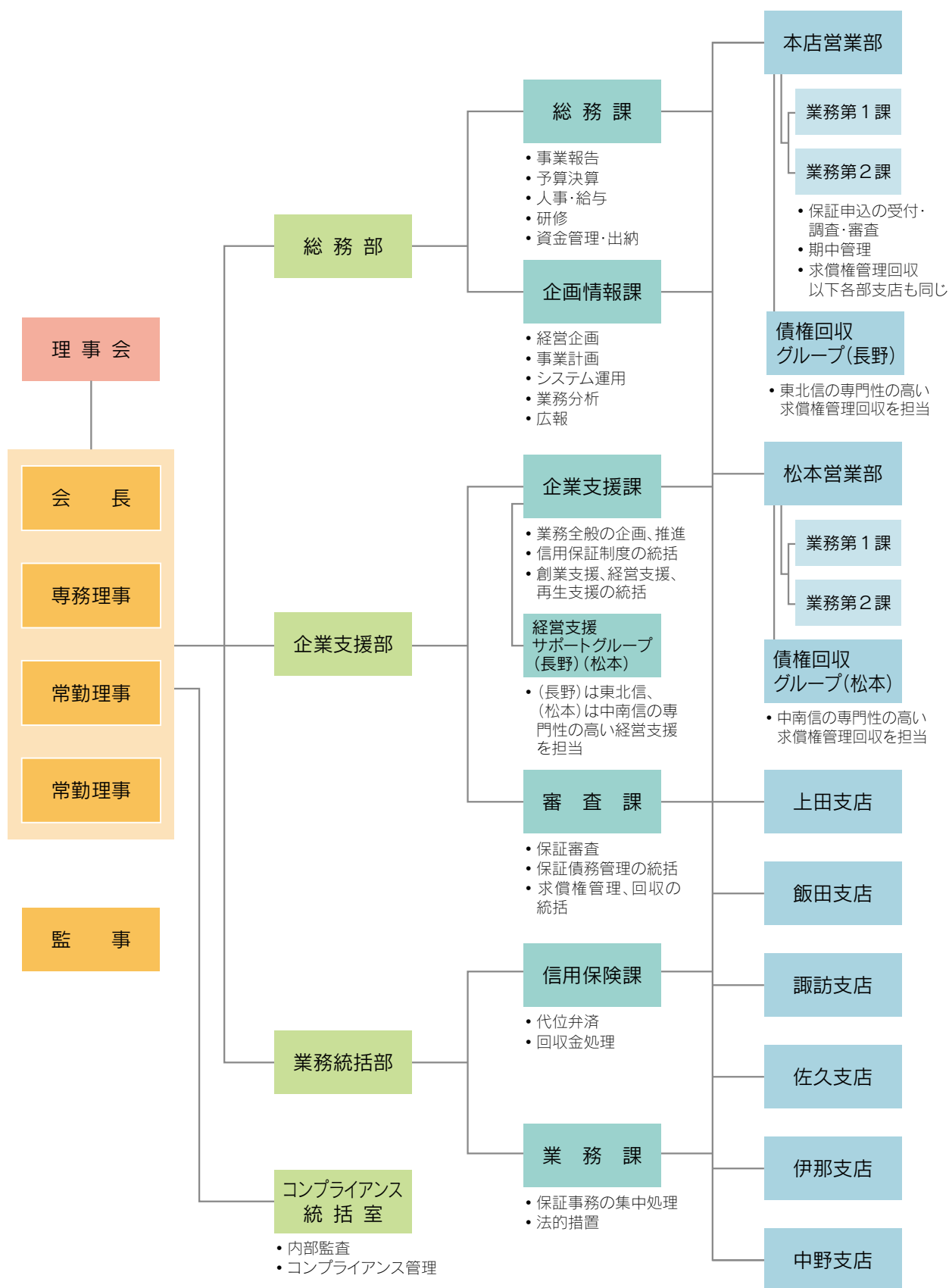
会 長	玉井 直	常 勤	
専務理事	山崎 康裕	常 勤	
常勤理事	春日 充之	常 勤	
常勤理事	宮澤 達也	常 勤	
理 事	米沢 一馬	非常勤	長野県産業労働部長
理 事	金子ゆかり	非常勤	長野県市長会会長
理 事	羽田健一郎	非常勤	長野県町村会会長
理 事	鈴木 幸一	非常勤	長野県中小企業団体中央会専務理事
理 事	北澤 吉美	非常勤	長野県経営者協会専務理事
理 事	徳武 高久	非常勤	長野県商工会議所連合会専務理事
理 事	吉田 秀樹	非常勤	八十二長野銀行常務執行役員
理 事	市川 公一	非常勤	長野県信用金庫協会会長
理 事	黒岩 清	非常勤	長野県信用組合協会会長
理 事	小島 栄二	非常勤	商工組合中央金庫長野支店長 兼 松本支店長
監 事	真島 芳則	常 勤	
監 事	中村 正人	非常勤	長野県商工会連合会専務理事
監 事	倉田 博光	非常勤	公認会計士

■ 当協会のあゆみ

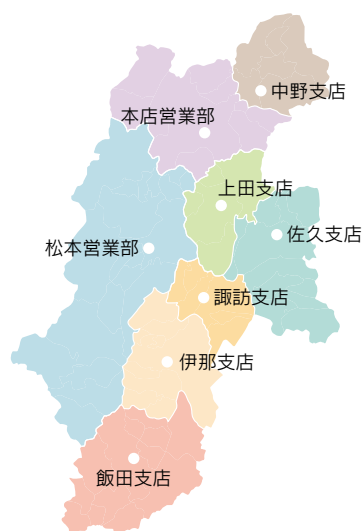
昭和24(1949)年	3月28日	社団法人長野県信用保証協会設立許可
昭和24(1949)年	4月27日	社団法人長野県信用保証協会設立登記
昭和24(1949)年	4月30日	事業開始
		本所を長野県商工課内に、松本事務所を松本商工会議所内に設置
昭和25(1950)年	7月13日	本所を長野県工業倶楽部内に移転
昭和25(1950)年	9月14日	財団法人長野県信用保証協会設立許可
昭和25(1950)年	10月7日	財団法人長野県信用保証協会設立登記
昭和27(1952)年	8月1日	岡谷駐在員事務所を岡谷商工会議所内に、諏訪駐在員事務所を諏訪商工会議所内に設置
昭和27(1952)年	9月16日	飯田駐在員事務所を飯田商工会議所内に設置
昭和29(1954)年	7月21日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29(1954)年	8月3日	特殊法人に組織変更登記
昭和31(1956)年	4月2日	小諸駐在員事務所を小諸商工会議所内に設置
昭和33(1958)年	2月8日	伊那駐在員事務所を伊那商工会議所内に設置
昭和33(1958)年	9月1日	上田駐在員事務所を上田商工会議所内に設置
昭和34(1959)年	2月2日	松本事務所を支所に昇格
昭和34(1959)年	8月11日	上田、岡谷、飯田、諏訪、小諸、伊那の駐在員事務所を連絡所に変更
昭和37(1962)年	5月26日	本所を長野県自治会館に移転
昭和38(1963)年	5月7日	上田、岡谷、飯田、諏訪、小諸、伊那の連絡所を支所に昇格
昭和42(1967)年	6月15日	中野連絡所を中野商工会議所内に設置
昭和44(1969)年	4月1日	中野連絡所を支所に昇格
昭和45(1970)年	11月20日	本所を長野県中小企業指導センター内に移転
昭和57(1982)年	9月6日	本所を現在地の長野市大字南長野県町597-5信用保証会館に移転
平成13(2001)年	4月9日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」長野営業所および松本出張所営業認可
平成14(2002)年	4月1日	岡谷支所を諏訪支所に統合
平成16(2004)年	4月1日	「本所」「長野事務所」「支所」の呼称を「本店」「本店営業部」「支店」に変更
平成23(2011)年	2月21日	上田支店を上田市天神3-4-8へ移転
平成23(2011)年	3月22日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」上田出張所営業認可
平成25(2013)年	4月22日	小諸支店を廃止し、新たに佐久市佐久平駅北19-5に佐久支店を開設
平成30(2018)年	3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」上田出張所を廃止
平成30(2018)年	4月1日	「松本支店」の呼称を「松本営業部」に変更
平成31(2019)年	3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」松本出張所を廃止
令和2(2020)年	3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」長野営業所を休止

■ 組織機構図

(令和8年4月1日現在)



各営業店窓口と担当地域のご案内



本店営業部



〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5

TEL 026-234-7271 FAX 026-234-9630

担当地域：長野市、須坂市、千曲市、北安曇郡白馬村・小谷村、上高井郡高山村、上水内郡

松本営業部



〒390-0852 松本市大字島立976-1

TEL 0263-47-1533 FAX 0263-47-4209

担当地域：松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡（白馬村・小谷村を除く）

伊那支店



〒396-0015 伊那市中央4634-1

TEL 0265-72-6148 FAX 0265-72-6150

担当地域：伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡

中野支店



〒383-0025 中野市三好町2-1-58

TEL 0269-22-4528 FAX 0269-22-5442

担当地域：中野市、飯山市、上高井郡小布施町、下高井郡、下水内郡

上田支店



〒386-0025 上田市天神3-4-8

TEL 0268-22-5914 FAX 0268-22-5927

担当地域：上田市、東御市、小県郡、埴科郡

佐久支店



〒385-0027 佐久市佐久平駅北19-5

TEL 0267-68-8484 FAX 0267-68-8485

担当地域：小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡

諏訪支店



〒392-0022 諏訪市高島1-12-18

TEL 0266-52-1946 FAX 0266-52-1987

担当地域：岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡

飯田支店



〒395-0084 飯田市鈴加町2-19

TEL 0265-52-1522 FAX 0265-52-1524

担当地域：飯田市、下伊那郡

Ⅱ 事業計画・経営計画

■ 中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

当協会は、お客さまが直面している多様化・複雑化した経営課題に親身に寄り添い、様々な局面に応じた最適で切れ目のない支援に全力で取り組みます。

そのため、令和6年度から令和8年度までの3カ年においては、以下に掲げる事項を主要項目として取り組み「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指します。

- お客さまのライフステージに応じた最適な支援の実施
- 情報発信力の強化
- 対話を通じたお客さまや関係支援機関等との関係性強化
- コンプライアンス態勢の強化
- 経営のガバナンス強化
- リスク管理の強化
- 人材育成と職場環境の整備
- 業務の効率化
- 地方創生、SDGsへの取り組み

■ 令和8年度経営計画

1 業務環境

(1) 県内経済の動向

長野県経済は持ち直しの動きも見えるものの、エネルギー・原材料価格高騰等の影響が継続することで、足元はやや弱い動きとなっており、依然として厳しい状況が続いています。

製造業は、半導体関連・電子部品等については好調に推移しており、自動車関連の生産も持ち直しの動きがみられるが、全体では横ばい圏内で推移しています。非製造業は、DX化や省力化に伴うIT投資及び観光需要が堅調であることから、情報サービス業や宿泊業等で改善がみられますが、物価高騰に伴う人件費を含めた経費の増加、慢性的な人手不足による営業制限等が影響し、卸売業、飲食業等で業況が悪化傾向であり、全体での業況感は弱い動きとなっています。雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）と新規求人数がいずれも前年を下回っており、堅調に推移してはいるものの、下降基調で足踏み状態にあります。

今後についても、米国関税の影響や、中国経済の減速等の海外景気の下振れが与える国内景気への影響、慢性的な人手不足、金利の上昇、エネルギー・原材料価格高騰等の継続や物価上昇等の様々な影響に注意する必要があります。

このように、県内経済は一部で弱い動きがみられ、先行きや展望に不透明感はあるものの、各種政策の効果により持ち直しが継続されていくことが期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

県内の中小企業・小規模事業者（以下「お客さま」という。）を取り巻く環境として、少子高齢化が進むことによる国内市場の縮小や経営者の高齢化、後継者不在を受けた廃業の増加等、構造的な問題を抱えています。加えて足元においても、供給面の制約による人手不足の深刻化や、エネルギー・原材料価格高騰、賃上げの価格転嫁が十分に進まないことによる影響を強く受けている状況にあります。また、金利上昇基調にある中、有利子負債が増加し過度な債務返済を抱える事業者も存在するなど、お客さまを取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

厳しい経営環境の中で事業の継続や成長を図っていくためには、人材確保のための職場環境の整備や人

材育成、賃上げや物価上昇に伴う価格転嫁への取り組み、人手不足緩和のための省力化にむけた設備投資やデジタル化への投資、付加価値を高めた生産性向上など、多様な課題と向き合い戦略的な経営を行うことがより重要となっています。

2 重点課題および課題解決のための方策

【保証部門】

(1) お客さまのライフステージに応じた最適な支援の実施

① 創業期

ア 創業予定者や創業後間もないお客さまには、「スタートアップ創出促進保証」、「創業関連保証」をはじめとした保証制度や長野県・市町村の制度融資（以下「制度融資」という。）にある創業を支援するメニューの利用を推進し、創業時からその後の成長発展への資金繰りを支援します。

② 成長・発展期

ア 新分野開拓や既存ビジネスモデル再構築等のため、事業設備の増強や更新、販路や営業基盤の拡大による付加価値や生産性向上を目指すお客さまには、「経営力向上関連保証」、「経営革新関連保証」の他、制度融資や当協会の独自保証制度等からニーズに適した利用を提案します。

イ 雇用促進や人材育成などを通じて地方創生に積極的に取り組むお客さまや、「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録されているお客さまには、制度融資や当協会独自制度である『『地方創生』応援社債保証』の利用を推進します。また、サステナビリティやSDGsへの取り組みを進めるお客さまには、当協会の独自保証制度である「サステナビリティ推進保証『ともにみらいへ』」の利用促進を図り、保証利用を通じたサステナビリティ活動の定着に努めていきます。

ウ 金融機関のプロパー融資と協調で行う「協調支援型特別保証」及び経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで経営状況の改善に資する「モニタリング強化型特別保証」の推進により、金融機関を含めた支援機関と一層協調してお客さまの資金繰りを支援します。

エ 季節による販売量増減や売上伸長時のコスト先行から生じる収支ギャップなどの資金需要に一層対応するため、小口当座貸越根保証「ウサバくん」及び小口カードローン当座貸越根保証「ミミボくん」の極度額を拡大し、短期反復的な資金繰りを支援します。

③ 改善期

ア 資金繰り支援が一過性のものとならないよう、お客さまの実情に即した経営支援を一体的に実施することで、効果的かつ持続的な資金繰り支援につなげていきます。

イ 収益性や事業の改善見通しが得られるお客さまには、「事業再生計画実施関連保証」をはじめとする「借換保証」を積極的に活用し、金融機関と連携した資金繰りの支援を行います。

ウ 物価高をはじめ様々な要因により収益が悪化し、返済に不安を抱えるお客さまには、返済負担の軽減のため金融機関と連携して条件の変更に柔軟に対応することによって、資金繰りの維持と安定を支えています。

④ 事業承継時

ア 「事業承継」に係る各種保証制度の周知と推進を行い、承継時の円滑な資金調達をサポートすることで、お客さまの地域における事業活動の維持継続に努めていきます。また、事業承継の際に経営者保証が障害となるケースを減らすためにも経営者保証不要とする取り組みを行っていきます。

⑤ 危機発生時

ア 災害や経済環境の変化による危機発生時には、「災害関係保証」「経営安定関連保証」「危機関連保証」の指定や発動状況を踏まえ、当協会の独自制度である「災害緊急特別保証」も活用しながら、速やかにセーフティネット機能を発揮することによってお客さまの資金繰りを支え、危機発生時の事業継続や雇用を守ります。

⑥ 再生期

- ア 企業努力にもかかわらず、物価高をはじめとした厳しい経済環境等の影響からの改善が進まず、債務超過状態にあるお客さまには、保証付債権の資本的債権への転換（信用保証付債権DDS）による財務改善を検討し、信用力の改善を図ることによって確実な再生へと繋げていきます。
- イ 事業を継続しながらも、資金繰りの悪化により代位弁済となったお客さまには、求償債務の履行状況や経営状態を適切に把握し、「求償権消滅保証」を活用した金融取引の正常化を行うことによる事業の再生を検討していきます。
- ウ 過去に事業の失敗を経験しているお客さまについても「再挑戦支援保証」等を活用して再挑戦を支援します。

(2) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

① 制度の周知と利用の促進

- ア 経営者保証ガイドラインに基づく3類型、「事業者選択型経営者保証非提供制度」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」、個別保証制度の要綱要領などに基づく経営者保証非提供の活用について会議や勉強会などで金融機関への周知を図るほか、現在当協会をご利用いただいていないお客さまも含めた周知を図るため、新聞や冊子等に広告を掲載します。
- イ 金融機関連携型をベースとした当協会の独自保証制度「TAG」を一層推進するとともに、財務要件型をベースとした当協会の独自保証制度も創設し、金融機関向けに経営者保証を不要とする取り扱いの周知を目的としたキャンペーンを引き続き実施するなど、経営者保証に依存しない融資慣行の定着を目指します。

【期中管理・経営支援部門】

(1) お客さまのライフステージに応じた最適な支援の実施

① 創業期

- ア 創業前から創業間もないお客さまには、「創業支援グループ」が主体となって、創業前面談と連動したフォローアップを行います。また、創業者向けの各種情報提供を充実させ、円滑な事業開始と事業の継続・改善・発展につなげます。
- イ 長野県内の創業率の向上及び地域経済の活性化のため、「スタートアップ創出促進保証」を推進するとともに、「信州スタートアップ・承継支援ファンド」と連携していきます。

② 成長・発展期

- ア 事業が軌道に乗り、さらなる企業価値の向上に取り組むお客さまには、企業訪問や面談により事業への理解を深め、実態に応じた経営支援ツールの提供により新たな価値創造に向けた成長を支援します。
- イ 売上増加に向けて意欲的に取り組んでいるものの、広告宣伝に課題を有しているお客さまには、事業への理解を深めながら「プロモーションサポート事業」を活用して事業や製品の認知度向上の機会創出に取り組みます。

③ 改善期

- ア 経営支援を行うにあたっては、お客さまの窮境状況を適切に把握し、重点的に支援を行う事業者を特定した上で、関係金融機関等と目線合わせを行うなどの連携及び協議の上、早め早めの対応が行えるよう、主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行います。
- イ 保証相談時等や期中においては、取得した決算情報等から、お客さまの経営上の変化を捉えるなど予兆管理に努め、経営状況に悪化の兆しが見られるお客さまを中心に、重点的に支援候補を選定し状況の把握に努めます。また、関係金融機関等と連携及び協議の上伴走に努め、改善発達の実効性が高まるようフォローアップを行うことで、リレーションの構築を図り必要な支援が適時適切に届くよう取り組みます。

ウ 長野県中小企業診断士協会と提携して経営診断を行う「中小企業診断士活用支援事業」及び提携専門家を派遣する「経営サポート専門家派遣事業」の利用により、お客さまが自社の現状把握や個々の経営課題の解決に努めることで、改善発達の促進を支援します。加えて、同派遣事業にフォローアップを目的とした派遣を継続することで、支援効果の定着に取り組みます。

エ 課題解決により収益力改善が見込まれるお客さまには、業績回復のメルクマールとして活用されるよう、経営改善計画書の策定を支援し、国の施策である「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用した場合の「改善計画策定に係る費用一部補助」を継続します。

オ 金融機関や支援機関と連携して経営改善計画等の実施状況や将来に向けた展望等を把握し、最適な支援を講ずるなど、計画策定後も伴走していきます。

カ 困難な状況を乗り越えようとしているお客さまのために、必要に応じて「信州経営サポートミーティング」を開催して関係者間の目線合わせ等を行います。また、それ以外のバンクミーティングにも積極的に参加し、金融機関や関係支援機関との一層の連携を図ることで充実した支援を実施します。

キ 金融機関による返済緩和継続の支援を受けつつも、具体的な事業や収益性の改善の見通しが乏しいなどのお客さまには、事業再生等の支援の必要性も検討します。また、支援にあたりお客さまや債権者間の調整を必要とする場合に、関係金融機関と目線合わせを行った上、必要に応じて直接又は間接的に中小企業活性化協議会への相談持込みを実施します。

ク 延滞管理リストを活用することで早期にお客さまの現況把握を行い、返済条件緩和など適切な提案を行います。また、事故報告受領後は、関係者の方との意思疎通を図りながら、金融機関も含め、正常化に向けた取り組みを検討します。

ケ 事業規模や保証残高が小さいなどの理由から、支援情報が入手しにくい中小企業者にも情報提供に努めます。

コ 当協会が事務局を務める「信州中小企業支援ネットワーク会議」での活動を通じて、関係支援機関との連携を強化することにより、難局にあるお客さまに対する円滑な経営支援・再生支援を実施します。

④ 事業承継時

ア 事業承継等の課題を抱えるお客さまには、金融機関をはじめ「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」等と緊密な連携を図り、円滑な事業承継の準備・着手の支援を実施することで将来の不確実性への不安を緩和します。

⑤ 再生期

ア 毀損した事業からの再生を目指すフェーズにあるお客さまには、専門グループが中小企業活性化協議会、金融機関、「信州みらい応援ファンド」等と緊密な連携を図り、個別の実情に見合った再生スキームや「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に柔軟に対応することで事業再生・事業再構築を支援します。

(2) 経営支援の取り組みに関する定量的な効果検証の実施

多様化・複雑化するお客さまの課題に応じた効果的な経営支援を実施していくため、専門グループを新たに設け、支援の窓口でもある営業店と協力して業務を担うことにより、次のとおり効果検証の指標と目標値を設定し、将来にわたり継続的にサービスの質を向上させられるよう取り組みます。

① 経営支援実施先のうち、ローカルベンチマークの総合評価点が向上した企業の割合が、当協会全体の同評価点が向上した企業の割合を5%上回ることを目標とする。

② 中小企業診断士活用支援事業および経営サポート専門家派遣事業実施後のアンケートにおいて、ネットプロモータースコアが+20となることを目標とする。

【回収部門】

(1) 求償権の適切な管理かつ実情に即した早期解決

- ① 求償権のより効率的かつ公平公正な管理を行うことを目的に債権回収グループを新設し、同グループは担保処分を中心に、各営業店は約定弁済等の通常督促を行う役割分担とし、相互に連携を図りつつ、代位弁済が避けられないと判断した場合には、速やかに実情に即した回収方針を定め、解決に向けて早期着手に努めます。
- ② 分割弁済を遅延なく履行されているも完済の目途が立たないお客さまには、実態をきめ細かく把握したうえで、一部弁済による連帯保証人の残保証債務免除を適正に運用し求償権の解決を図ります。
- ③ 弁済不履行となっている場合にあっては、毅然とした態度で臨み、実益ある法的措置を講じるなど、回収の促進を図ります。
- ④ 担保物件については、関係者との調整に努めることで任意処分を一層推進し、回収の最大化を図ります。
- ⑤ 回収見込みがない求償権については適切に見極めを行い、管理事務停止や求償権整理を進めます。

(2) 再チャレンジの推進

- ① 事業継続しながら誠実に返済を進め、事業実態を詳しく把握できるお客さまには、再生の可能性を見極めたうえで金融機関や関係支援機関と連携し、「求償権消滅保証」など事業再生等の取り組みを行います。
- ② 経営者等から「経営者保証に関するガイドライン」の申し出があった場合は、局面に応じた適切な対応を行い、また、誠実に弁済に努めるも多額な保証債務を抱え、完済の目途が立たない保証人に対しては状況を勘案し「一部弁済による保証債務免除」を活用することで生活再建を支援します。

【その他間接部門】

(1) 情報発信力の強化

- ① マスメディア等を活用した情報発信を積極的に行い、当協会の役割や業務を幅広く周知することで、協会に対する一層の認知度向上を図ります。
- ② ホームページ、刊行物といった広報媒体の内容を一層充実させ、保証制度や当協会が実施している企業支援、お客さまの経営に役立つ情報等の発信に努めます。
- ③ 当協会をご利用いただいている経営者が夢に向かってまい進する姿をマスメディア等で紹介することにより、当協会の役割と信用保証のさらなる浸透を目指します。
- ④ 金融機関や関係支援機関が主催するビジネスフェアやセミナー等を活用して、当協会の取り組みの情報発信に努めます。
- ⑤ 保証協会付融資の好事例を「グッドプラクティス」として金融機関と共有し、効果的な保証制度の活用方法を幅広く展開していくことで、より多くの好事例の創出へとつなげていきます。
- ⑥ 金融機関等の関係機関向けに発行している「信用保証の実務解説」の改訂版の発行や要約版となる「手引き」の発行により、金融機関や関係機関の利便性向上と業務理解の深化に努めます。

(2) 対話を通じたお客さまや関係支援機関等との関係性強化

- ① お客さまへの訪問支援等の取り組みを通じ、直接的な対話を重ねることでお客さまとの関係性の強化に努めます。
- ② お客さまや金融機関の利便性向上に資するアンケートなどを実施することで、顧客ニーズの掘り起こしを行い、業務改善に努めます。
- ③ お客さまや金融機関、関係支援機関等と幅広く意見交換を行う「信用保証懇話会」をはじめ、営業店単位で金融機関、商工会議所、商工会等関係支援機関と意見交換を行う勉強会等を開催することで要望事項を把握し、業務の改善に努めます。

(3) コンプライアンス態勢の強化

- ① コンプライアンスプログラムを着実に実践するとともに、取組状況を随時点検、検証することで、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図ります。
- ② コンプライアンスの重要性について理解を深めるため研修等の充実に努めます。
- ③ コンプライアンス・チェックについて常に時代の変化に対応した内容であるかを検証し、健全な職場環境の維持に取り組むとともに、全職員の理解度を定期的に確認していきます。
- ④ 各種ハラスメントを含むコンプライアンスに関する各窓口について、より相談しやすい環境の整備に努めます。
- ⑤ 経営管理態勢のさらなる改善に向け、不断に内部監査の見直しを図り深化させていきます。
- ⑥ 全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」の適正な運用や長野県警察本部及び長野県暴力追放県民センター等関係支援機関との連携を図り、反社会的勢力を断固として排除します。

(4) 経営のガバナンス強化

- ① 経営理念や中期事業計画、年度経営計画の考え方や施策を職員一人ひとりに浸透させ、同じ方向性をもって行動するために、組織全体でPDCAサイクルを活用して組織力の向上を図ります。

(5) リスク管理の強化

- ① IT環境変化やシステム化の促進等を踏まえて当協会が業務上保有する個人情報等の情報資産の管理を徹底します。また、役職員のリテラシー意識を高める継続的な取り組みにより情報セキュリティの管理態勢を維持・強化します。
- ② 大規模災害をはじめとする緊急事態の発生時に迅速かつ的確に行動できるよう定期的な訓練を実施するとともに、避難行動手順等の見直しや適宜の事業継続計画（BCP）等の整備により危機管理態勢を整えます。

(6) 人材育成と職場環境の整備

- ① 全国信用保証協会連合会等が実施する外部研修に積極的に参加するほか、業務体制の変更や職員のニーズを考慮しながら有用性のある内部研修を実現すべく職位及び職務に応じたカリキュラムの充実に努めます。
- ② 中小企業診断士等の各種資格取得や通信教育講座の受講の奨励・補助を積極的に行い職員のモチベーション及びスキルの向上につなげます。また、長野県、支援機関等への研修派遣を継続し、より広い視野を持った職員を育成します。
- ③ 「くるみん認定」や「職場いきいきカンパニー認証」を取得している組織として、職員の育児や介護の積極的な支援をはじめ、職員間のコミュニケーションを活性化させて風通しの良い明るく働きやすい職場環境づくりを進めます。
- ④ 健康診断及び再診の勧奨、ストレスチェックの実施、受動喫煙防止対策の徹底、衛生委員会を通じた情報発信など、職員の心身の健康保持と増進を図ることにより健康経営に努めます。
- ⑤ 担当者会議及びWEBも活用した研修並びに個別案件の指導等を通して保証担当者の信用補完制度、審査知識及び業務意欲の向上を図り、より良い保証利用の提案に努めます。
- ⑥ 経営支援に係る当協会での「ベストプラクティス」や他協会、金融機関、関係支援機関等の事例を蓄積し、それを職員間で共有することにより、経営支援の意識醸成と支援スキルの向上に努めます。
- ⑦ OJTの実践や担当者会議・顧問弁護士による研修会等を実施して回収担当者の知識や能力の向上を図り、また、状況に応じた適切な求償権の管理・回収業務を一層推進するよう努めます。

(7) 業務の効率化

- ① 業務のデジタル化を推進するとともに、ITリテラシーの向上を目指し、業務の効率・能率が高まるように努めます。また、DX実現に向けて歩みを進めるためにモバイル端末の導入をはじめとするIT

ツール等の積極的な利活用に取り組みます。

- ② お客さまや金融機関の負担軽減と利便性の向上を目指し、保証手続きの電子化による業務フローの効率化を金融機関との連携のもとで引き続き積極的に進めていきます。併せて、適切な事務処理の徹底と創設する専門部署を活用して一層の効率化を進めることで、より迅速かつ正確な業務を目指します。

(8) 地方創生、SDGsへの取り組み

- ① 関係支援機関等が実施する地域毎の創業スクール等との連携や、学生や若者を対象とした創業マインドの醸成セミナー等を開催することで、創業の増加につなげ、地域経済の活性化に貢献します。
- ② ノベルティデザイン等を県内の専門学校に依頼するなど、未来を担う若者たちに学びや発表の場を提供することで、SDGsの推進に貢献します。
- ③ 地域清掃や非常食のフードバンク提供等の社会貢献活動に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。また、当協会が使用する電力をCO2ゼロ電力にし、環境負荷の軽減に努めます。
- ④ グリーンボンドやソーシャルボンド等のSDGs債を購入することにより、SDGsの普及・達成に寄与します。
- ⑤ 「サステナビリティ推進保証『ともにみらいへ』」の利用を積極的に推進し、お客さまのサステナビリティに関する意識の醸成を図ります。

3 事業計画

令和8年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	1,900億円	111.8%
保 証 債 務 残 高	6,100億円	108.0%
保 証 債 務 平 均 残 高	6,020億円	103.4%
代 位 弁 済	90億円	112.5%
実 際 回 収	14億円	107.7%

■ 外部評価委員会

当協会では、中期事業計画および年度経営計画の実施状況について、自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会による評価を受け、その結果を公表しております。

外部評価委員会は、学識経験者、弁護士および税理士の3名で構成されています。

開催実績

● 令和7年度第1回外部評価委員会

開催日 令和7年6月20日

主な議題

- (1) 令和6年度経営計画の実施状況に係る評価について
- (2) 令和6年度コンプライアンス態勢及び運営に係る評価について
- (3) 令和7年度経営計画について
- (4) 令和7年度コンプライアンス・プログラムについて

なお、令和7年度経営計画に対する自己評価については、令和8年度に開催する外部評価委員会での意見・提言を踏まえ、ホームページで公表いたします。



Ⅲ お客さまへの約束

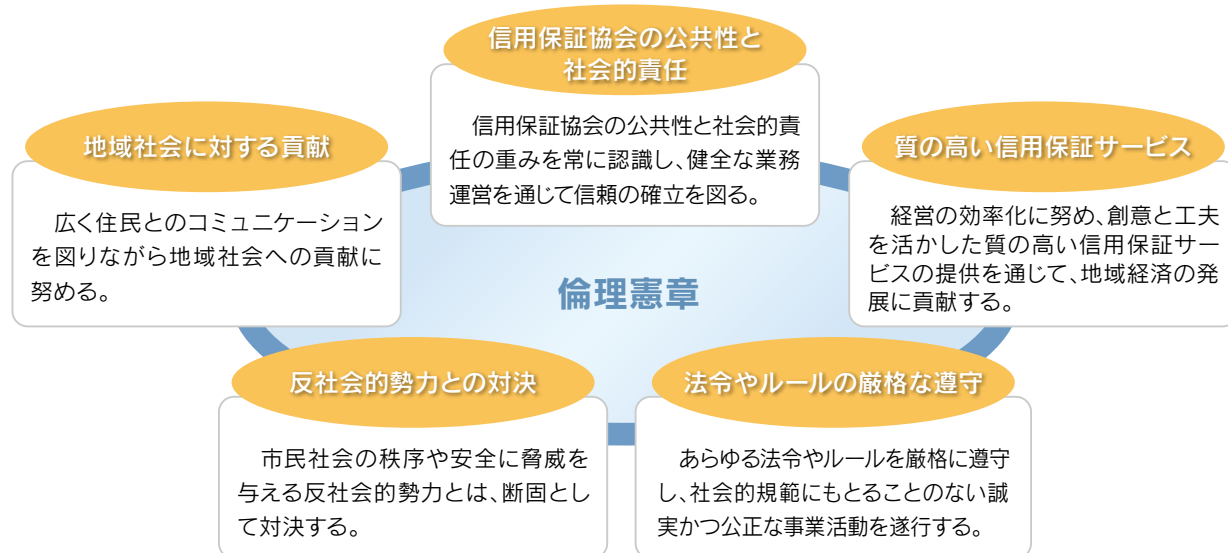
■ コンプライアンスの取り組み

当協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、法令遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

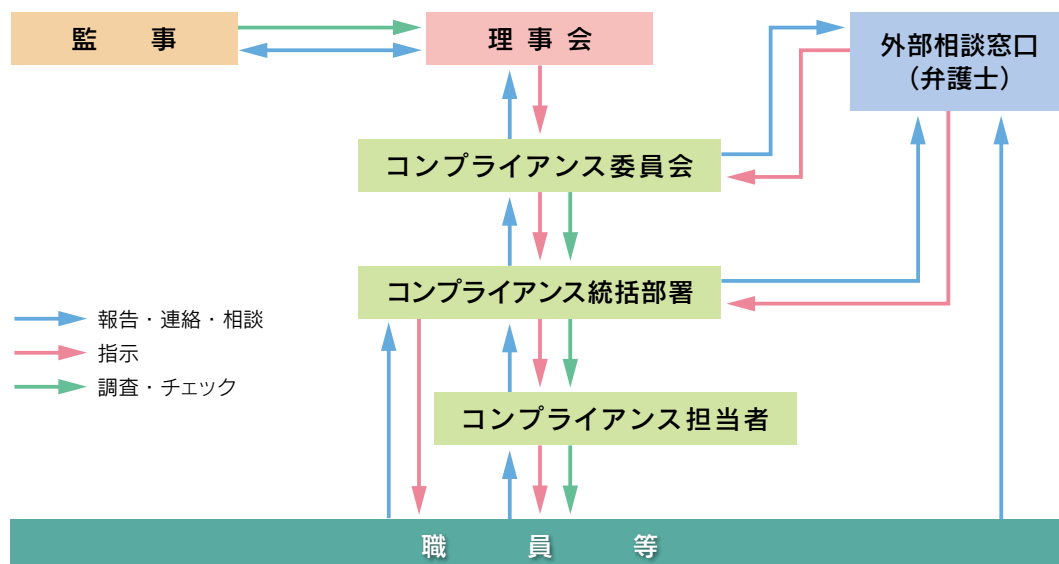
コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス統括室をコンプライアンス統括部署と位置付け、また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス・マニュアルに基づくコンプライアンスを実践する体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図



行動基準

当協会の役職員として、次に掲げる行動基準を実践していきます。

① 社会人としての倫理観

職場の内外を問わず協会役職員として品位ある行動に努め、社会人として守るべき法令及び社会的規範を遵守します。

② 法令・ルールへの遵守

私たちは、職務を遂行するにあたって、法令や業務に関わる諸規程・ルールを守ります。その際には、形式的に従うだけでなく、その法令・ルールの背景を理解し、誠実に行動します。

③ 約束・契約上の義務の履行

私たちは、約束を守るのはもちろん、顧客(中小企業者、金融機関、関係機関及び取引先企業等。以下同じ。)との間の契約における義務を誠実に履行します。

④ 公私の別

私たちは、勤務中に私的目的と疑われるような行動を慎み、また私的利益を目的とする行動をとりません。

⑤ 行政機関との適正な関係

私たちは、行政機関との関係において、社会的に批判を浴びるような行動はとりません。

⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

私たちは、反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固これと対決します。

⑦ 地域社会、環境への配慮

私たちが業務を遂行するに当たり、当協会及び顧客のことだけでなく、常に地域社会、環境への影響を配慮します。

⑧ 職場秩序の維持

私たちは、職員の個性を尊重し、職員の主体性と創造性の発揮により当協会が発展するという意識に立った企業風土づくりと職場秩序の保持に努め、職場の内外を問わず、協会職員として品位ある行動に努めます。

⑨ 「報告・連絡・相談」の励行

私たちは、業務全般にわたり「報告・連絡・相談」を怠りません。

当協会に利害が及ぶ事象はもちろん、顧客、役職員、地域社会等、当協会の利害関係人に関する情報は、必ず「報告・連絡・相談」を行います。

⑩ 顧客への対応

(1) 基本的な考え方

常に親切、丁寧な誠意をもって対応します。

(2) 苦情の処理

どのような場合においても、個人の問題ではなく協会全体の問題として、誠意をもって適切かつ迅速に処理します。

⑪ 異常時の対応

常日頃から異常時の対処に留意するとともに、異常に「気付く」目を養います。

⑫ 懲罰

役職員が、法令、諸規程及びコンプライアンス・マニュアル等コンプライアンスに違反した場合は、就業規則並びに表彰及び制裁実施要領等の規定により、懲戒等必要な制裁を行います。

■ 個人情報保護宣言

当協会は、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客さまの個人情報の保護に全力で取り組んでいます。

個人情報保護宣言（平成17年4月1日制定）

長野県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得又は利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適性な個人情報の保護に努めてまいります。

① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

② 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 申請の方法は当協会窓口へ備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参又は郵送してください。
- (3) 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止の要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) ⑥、⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法

に基づく公表事項等に関するご案内」の8(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	長野市大字南長野県町597番地5
電話番号	026-234-7288
部 署 名	総務部総務課

■ 情報セキュリティ基本方針

当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客さまの情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。このため「情報セキュリティ基本方針」を掲げ、情報管理態勢の確立に努めています。

今後もお客さまならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけるよう、よりレベルの高い情報管理に努めてまいります。

情報セキュリティ基本方針（平成29年4月1日制定）

長野県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、当協会が業務上保有する情報資産をあらゆる脅威から守り、信用保証協会としての社会的使命を果たすため、情報セキュリティポリシーとして本基本方針及び情報セキュリティ管理要領、個人情報保護宣言その他の関連規程などにより、以下の取組みを実施いたします。

① 組織的対応

当協会は、業務上取り扱う中小企業者等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクを未然に防止することを最優先に取り組みます。

② 情報セキュリティ態勢

当協会は、情報セキュリティに関する組織として各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報資産のセキュリティ対策を実施します。

③ 教育・訓練

当協会の全ての役員、職員（嘱託、パートタイマー、派遣職員、出向職員等。以下同じ。）に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報セキュリティの周知徹底に努めます。

④ 継続的改善

当協会は、技術の進歩や業務環境の変化等を考慮した情報資産のリスク評価を継続的に実施し、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

⑤ 安全管理措置の実施

当協会は、情報セキュリティに関する各種規程について、必要に応じた適切な措置を講じ、情報セキュリティの確保に努めます。

⑥ 法令及び規制等の遵守

当協会の全ての役員、職員は、情報セキュリティに関する法令、規制及びその他の規範を遵守します。

■ 反社会的勢力の排除

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け反社会的勢力排除の強化に努めています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスター等の広報物や説明会等を通してお客さまおよび関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の介入のお断り

長野県信用保証協会は、暴力団・元暴力団などが介入する保証申込や不正利用、債権回収への妨害等の不当行為はお断りします。

最近、次のような行為を行っている者がいますので、ご注意ください。

- ※「信用保証協会へ保証申込や申し立てをする」という名目で、手数料、登録金などを要求する者
- ※「国・市町村の制度調査を依頼」といふ名目で、「保証料を事前に徴収すれば、融資する。」等の勧誘を行っている者

ご不審の際は、お問い合わせください。

長野県信用保証協会
長野県警察本部

IV 令和7年度事業報告

■事業方針

当協会は、中期事業計画で掲げた「お客さまのライフステージに応じた最適な支援の実施」「情報発信力の強化」「対話を通じたお客さまや関係支援機関等との関係性強化」「コンプライアンス態勢の強化」「経営のガバナンス強化」「リスク管理の強化」「人材育成と職場環境の整備」「業務の効率化」及び「地方創生、SDGsへの取り組み」を主要項目とし、多様化・複雑化した経営課題に直面しているお客さまに親身に寄り添い、様々な局面に応じた最適で切れ目のない支援に全力で取り組む。

この事業者支援の実効性を高めるため、金融機関や支援機関、地方公共団体をはじめとする関係機関等との連携を一層強化する。

中期事業計画第2年度として、主要施策の着実な取り組みを通じ、「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指す。

こうした事業方針に基づき、次のとおり事業計画を策定しました。

	金 額		金 額
保 証 承 諾	1,700億円	代 位 弁 済	80億円
保 証 債 務 残 高	5,650億円	実 際 回 収	13億円
保証債務平均残高	5,820億円	求 償 権 残 高	22億円

■業 績

(単位：件、百万円、%)

年 度		令和7年度	令和6年度	対前年度比		対計画比
				増 減	比 率	
保 証 承 諾	件数	19,857	17,594	2,263	112.9	—
	金額	212,958	164,639	48,319	129.3	125.3
保 証 債 務 残 高	件数	79,448	77,690	1,758	102.3	—
	金額	624,865	609,556	15,309	102.5	110.6
保証債務平均残高	金額	606,580	622,562	△15,982	97.4	104.2
代 位 弁 済	件数	873	844	29	103.4	—
	金額	6,035	7,153	△1,118	84.4	75.4
実 際 回 収	金額	1,610	1,727	△117	93.2	123.9
求 償 権 残 高	金額	1,505	1,670	△165	90.1	68.4

保証承諾

令和7年度の保証承諾は、物価高、金利上昇、人件費高、為替変動等に対応するための運転資金や省力化・生産性向上に資する設備投資等の資金需要の増加を背景に、件数で19,857件（対前年度比112.9%）、金額は2,129億58百万円（同129.3%）となり、件数・金額とも令和6年度を上回りました。

保証承諾金額について、主な業種別の対前年度比は、製造業135.2%、建設業132.7%、サービス業118.3%となり、資金使途別構成比は、運転資金72.7%（前年度69.5%）、設備資金16.9%（同17.7%）、運転・設備資金10.4%（同12.8%）となりました。

保証債務残高

保証債務残高は、件数で79,448件（対前年度比102.3%）、金額は6,248億65百万円（同102.5%）となりました。このうち、返済緩和をしている保証債務残高は853億76百万円（対前年度比108.8%）と全体の13.7%を占めています。

代位弁済・求償権

代位弁済は、件数が873件（対前年度比103.4%）、金額は60億35百万円（同84.4%）となり、前年度と比較すると、件数は増加したものの、金額は大きく減少しました。代位弁済率については、0.99%（前年度1.15%）となりました。

業種別の構成比では、製造業27.9%、小売業18.7%、サービス業17.2%となっています。

求償権の回収は、無担保求償権の増加が継続しており、第三者保証人のいない保証の代位弁済がほとんどを占め、回収環境が厳しさを増しているなか、16億10百万円（計画比123.9%）と計画を上回る結果となりました。

なお、求償権残高は、15億5百万円（計画比68.4%）となりました。

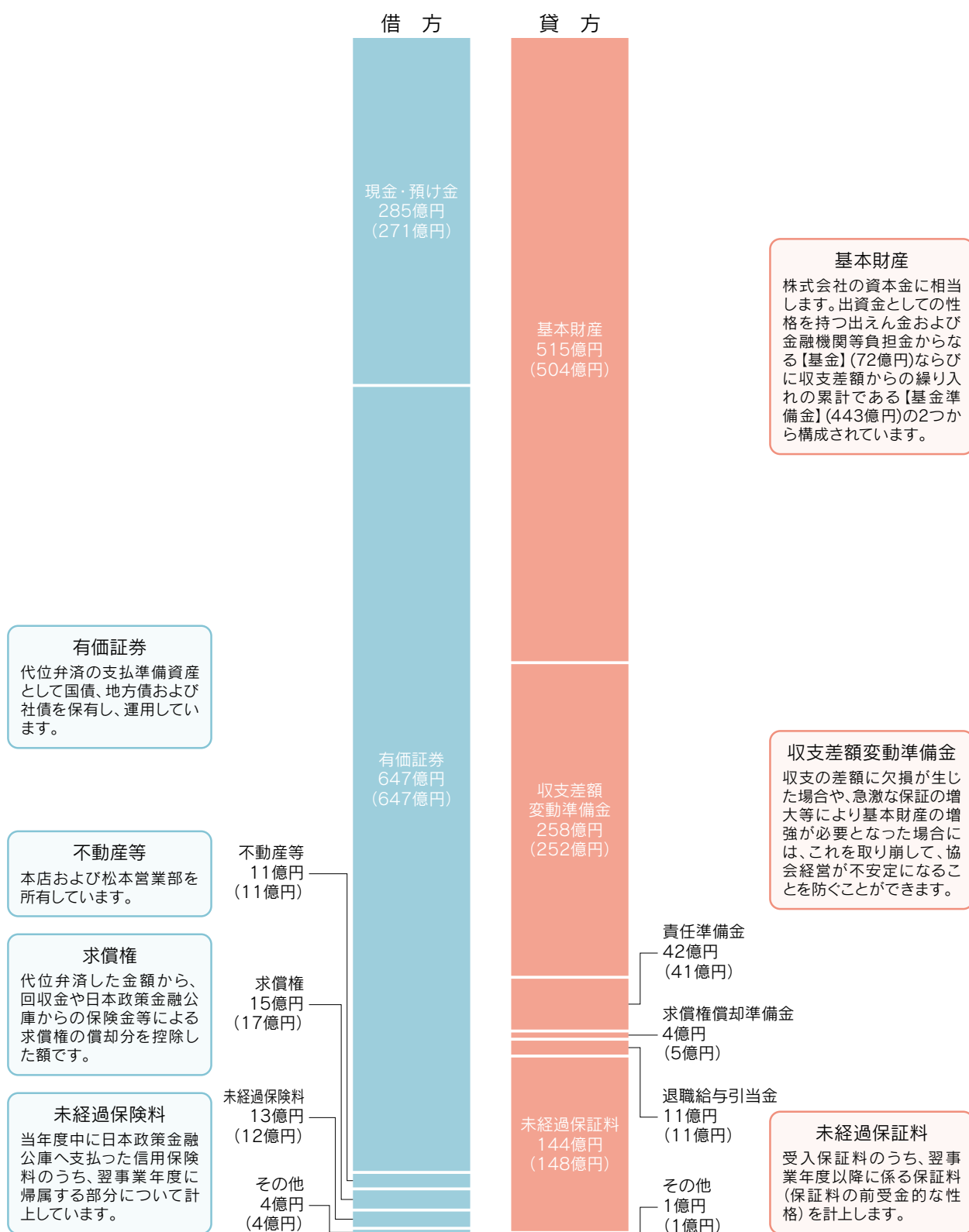
決算報告

貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	444,941	基 本 財 産	51,539,264,684
現 金	444,941	基 金	7,215,537,996
小 切 手	0	基金準備金	44,323,726,688
預 け 金	28,541,602,415	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	25,769,632,187
普通預金	606,859,985	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	4,204,322,724
定期預金	27,932,000,000	求償権償却準備金	434,027,582
郵便貯金	2,742,430	退職給与引当金	1,149,954,819
金 銭 信 託	0	損失補償金	0
有価証券	64,674,268,534	保 証 債 務	624,865,340,587
国 債	799,116,337	求償権補填金	0
地 方 債	13,000,000,000	保 険 金	0
社 債	50,792,260,495	損失補償補填金	0
株 式	4,000,000	借 入 金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	短期借入金	0
ファンド出資	78,891,702	収支差額変動準備金造成資金	0
譲渡性預金	0	雑 勘 定	14,418,530,259
そ の 他	0	仮 受 金	7,490,841
動産・不動産	1,116,452,303	保険納付金	35,544,042
事業用不動産	886,162,994	損失補償納付金	3,632,423
事業用動産	226,107,909	未経過保証料	14,354,098,901
所有動産・不動産	4,181,400	未払保険料	4,238,329
建設仮勘定	0	未 払 費 用	13,525,723
損失補償金見返	0	有価証券未払金	0
保証債務見返	624,865,340,587		
求 償 権	1,505,425,237		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,677,538,825		
仮 払 金	19,488,664		
保 証 金	0		
厚生基金	244,320,000		
連合会勘定	11,010		
未 収 利 息	151,120,255		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,262,598,896		
合 計	722,381,072,842	合 計	722,381,072,842

貸借対照表 (図解)



* () 内は前期の数字

* 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。

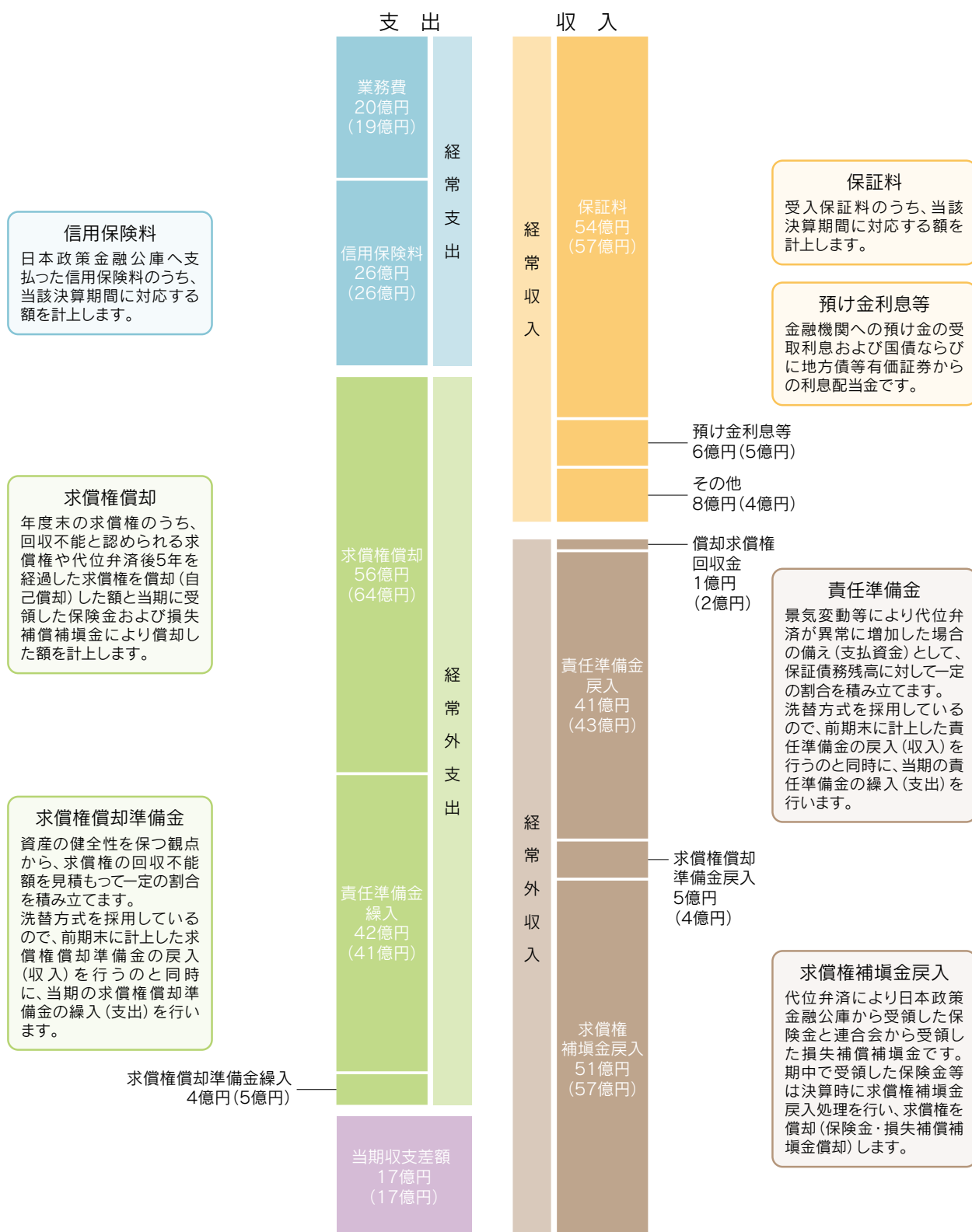
* 四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

収支計算書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	金 額
経常収入	6,812,905,095
保証料	5,410,396,541
預け金利息	64,148,827
有価証券利息配当金	584,210,148
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	22,663,173
事務補助金	9,410,748
責任共有負担金	704,854,000
雑収入	17,221,658
経常支出	4,625,923,688
業務費	2,005,524,277
借入金利息	0
信用保険料	2,620,399,411
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
経常収支差額	2,186,981,407
経常外収入	9,793,376,018
償却求償権回収金	141,005,586
責任準備金戻入	4,070,269,691
求償権償却準備金戻入	514,134,195
求償権補填金戻入	5,067,966,546
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	10,268,992,480
求償権償却	5,608,880,287
譲受債権償却	0
雑勘定償却	8,694,272
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	1,527,800
責任準備金繰入	4,204,322,724
求償権償却準備金繰入	434,027,582
その他支出	11,539,815
経常外収支差額	△475,616,462
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,711,364,945
収支差額変動準備金繰入額	570,455,000
基本財産繰入額	1,140,909,945

収支計算書 (図解)



* ()内は前期の数字

* 四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

財産目録（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	444,941	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	28,541,602,415	責任準備金	4,204,322,724
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	434,027,582
有 価 証 券	64,674,268,534	退職給与引当金	1,149,954,819
動産・不動産	1,116,452,303	損失補償金	0
損失補償金見返	0	保 証 債 務	624,865,340,587
保証債務見返	624,865,340,587	求償権補填金	0
求 償 権	1,505,425,237	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	14,418,530,259
雑 勘 定	1,677,538,825		
合 計	722,381,072,842	合 計	645,072,175,971
		正 味 財 産	77,308,896,871

キャッシュ・フロー計算書

当協会では、経営の透明性を一層向上させるため、以下のとおり、キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

（単位：千円）

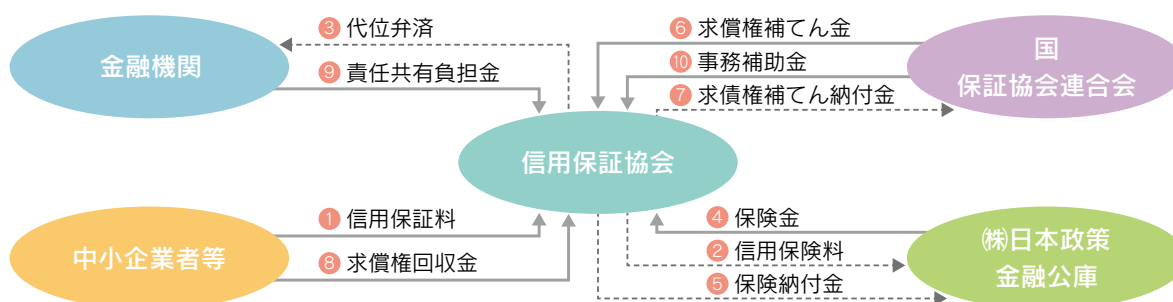
項 目		令和7年度	令和6年度
事業活動によるキャッシュフロー	A	1,504,462	82,126
投資活動によるキャッシュフロー	B	-1,460,657	78,151
財務活動によるキャッシュフロー	C	0	0
現金および現金同等物の増加額	D=A+B+C	43,805	160,277
現金および現金同等物の期首残高		566,242	405,965
現金および現金同等物の期末残高		610,047	566,242

なお、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会の業務の特性を踏まえた項目に区分すると以下のとおりです。

（単位：千円）

項 目		令和7年度	令和6年度
主たる業務	保証料・保険料にかかるキャッシュフロー	a	2,284,202
	当期に受領した保証料	①	4,952,903
	当期に支出した信用保険料	②	-2,668,701
	代位弁済・求償権にかかるキャッシュフロー	b	437,687
	当期に支出した代位弁済金	③	-6,034,949
	当期に受領した保険金	④	4,779,916
	当期に支出した保険納付金	⑤	-1,098,457
	当期に受領した求償権補てん金	⑥	530,204
	当期に支出した求償権補てん納付金	⑦	-53,943
	当期に受領した求償権回収金等	⑧	1,610,061
	当期に受領した責任共有負担金	⑨	704,854
	当期に支出した責任共有負担金納付金		0
	業務費等にかかるキャッシュフロー	c	-1,833,784
	当期に受領した事務補助金等	⑩	9,411
	当期に支出した業務費等		-1,841,569
	その他		-1,626
主たる業務収支にかかるキャッシュフロー	d=a+b+c	888,104	-438,319
当期に受領した有価証券利息等	e	616,358	520,445
当期に支出した借入金利息	f	0	0
事業活動によるキャッシュフロー	g=d+e+f	1,504,462	82,126

*四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。



基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、当協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍（定款倍率）となっています。

基本財産の構成

基本財産は（1）基金（2）基金準備金で構成されています。

（1）基金は、県、市町村からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

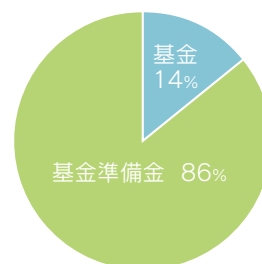
（2）基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

● 基本財産の内訳

（令和8年3月31日現在）

基本財産	51,539,265千円
（1）基金	7,215,538千円
出えん金	5,089,605千円
金融機関等負担金	2,125,933千円
（2）基金準備金	44,323,727千円

*四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。



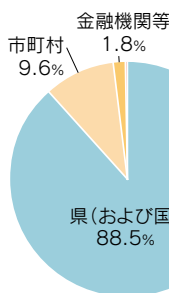
● 出えん金・金融機関等負担金の内訳

（令和8年3月31日現在 単位：千円）

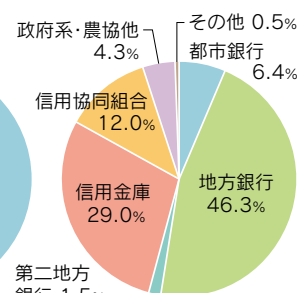
拠出先	出えん金	金融機関等負担金	合計
県	(*)4,504,764	—	4,504,764
市町村	490,804	—	490,804
金融機関	92,917	2,115,318	2,208,235
その他	1,120	10,615	11,735
合計	5,089,605	2,125,933	7,215,538

*県からの出えん金には国からの基金補助金33億円が含まれています。

● 出えん金内訳



● 金融機関等負担金内訳



基本財産の増強

信用保証協会が、健全な経営を行い公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。当協会は、県、市町村、金融機関から拠出される出えん金や負担金のほか、自己造成による基金準備金への繰り入れで、その増強に努めております。

● 基本財産の推移

※（ ）内は、造成額（単位：千円）

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
令和3年度	46,360,148	7,215,538(0)	39,144,610(1,585,219)
令和4年度	47,766,557	7,215,538(0)	40,551,019(1,406,409)
令和5年度	49,271,507	7,215,538(0)	42,055,969(1,504,950)
令和6年度	50,398,355	7,215,538(0)	43,182,817(1,126,848)
令和7年度	51,539,265	7,215,538(0)	44,323,727(1,140,910)

*四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

収支差額変動準備金

収支の差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

令和7年度の当期収支差額は17億1,136万円となり、そのうち5億7,046万円を収支差額変動準備金へ繰り入れました。繰り入れ後の収支差額変動準備金の残高は257億6,963万円となりました。

※責任準備金の積立方法の変更に伴う遡及適用措置により、令和4年度の期首において収支差額変動準備金が218,182千円減少しております。

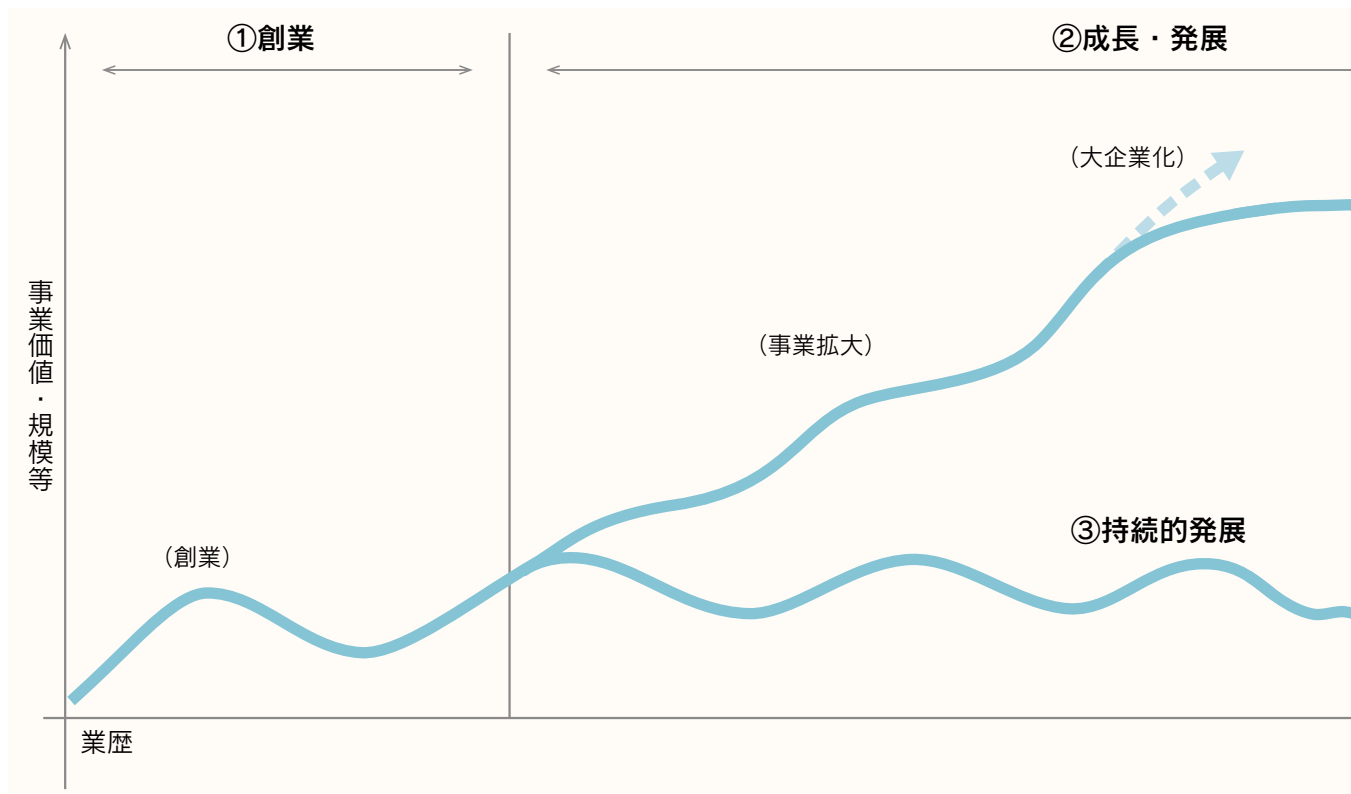
● 収支差額変動準備金繰入額推移

（単位：千円）

年 度	繰 入 額	残 高
令和3年度	970,207	※23,180,074
令和4年度	921,385	23,883,277
令和5年度	752,476	24,635,753
令和6年度	563,424	25,199,177
令和7年度	570,455	25,769,632

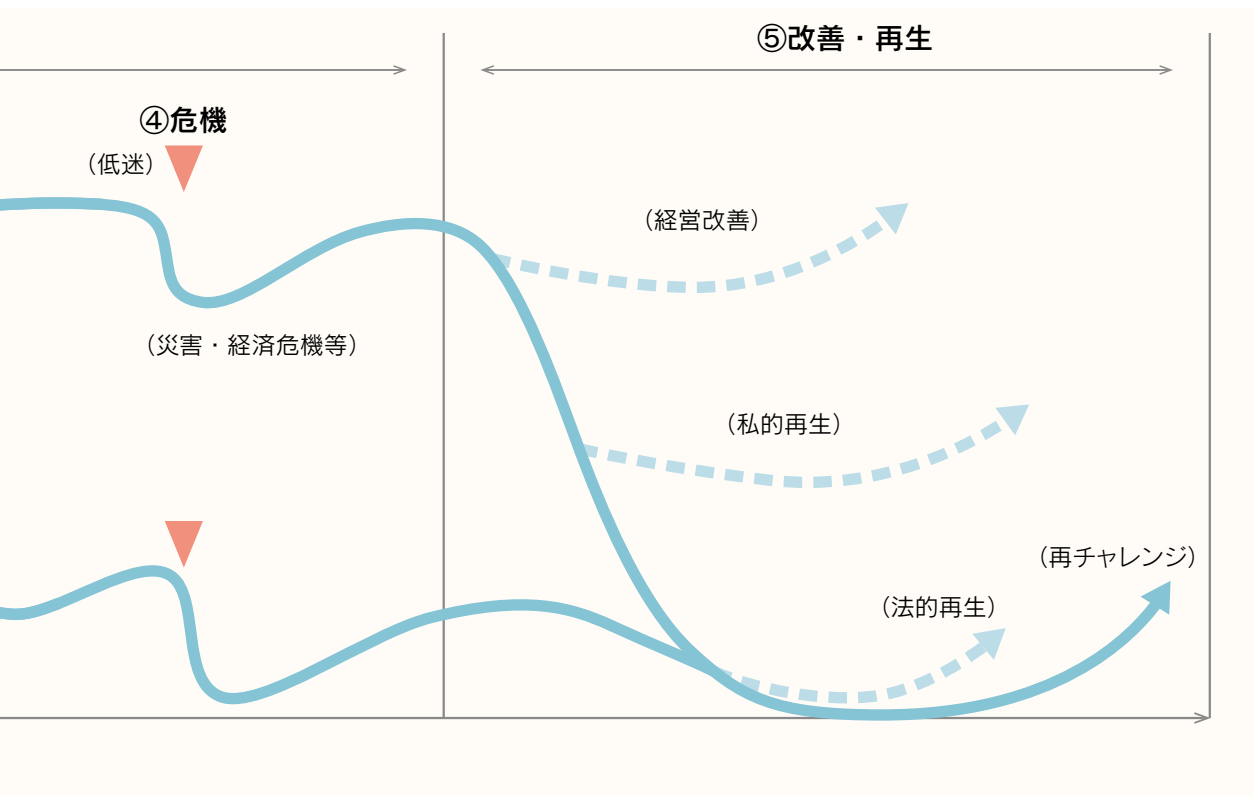
■ 主な取り組み

1 資金繰り支援の取り組み



中小企業の皆さまの資金繰り支援に取り組みました。

ステージ	概要
全般	地方公共団体の中小企業施策に沿った融資制度資金
①	創業予定の方や創業後間もない中小企業の皆さまを創業関係の保証で支援
②	地方創生の取り組みを行う中小企業の皆さまに対し、社債による長期・安定的な事業資金を供給
②	サステナビリティに関する事項に取り組む中小企業の皆さまを応援
②③	中小企業の皆さまの経営安定に必要な資金を当座貸越により反復継続的かつ安定的に供給
②③	「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業の皆さまを応援
②③	新分野の開拓やビジネスモデルの再構築、販路や営業基盤の拡大を目指す皆さまを応援
②③	経営者保証GLに基づく取り扱いや事業者選択型経営者保証非提供制度により経営者保証に依存しない融資慣行を推進
②③④⑤	経済環境や災害・事故の影響等により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆さまを支援
③	小規模事業者の皆さまの信用を補完し、その持続的発展を支援
④⑤	経営改善に取り組む中小企業の皆さまを支援
③	金融機関のプロパー融資と協調して中小企業者の皆さまを支援
④⑤	金融機関による継続的な経営支援を受ける中小企業の皆さまを支援



	制 度 名	件 数	金 額
	長野県 制度資金	8,305 件	1,074 億 6,377 万円
	市町村 制度資金	4,952 件	315 億 1,192 万円
	創業関係の保証 (SSS保証含む)	1,878 件	89 億 6,696 万円
	「地方創生」応援社債保証	28 件	14 億 7,200 万円
	サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」	1,988 件	132 億 2,122 万円
	小口当座貸越根保証「ウサポくん」	818 件	82 億 7,380 万円
	小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」	901 件	17 億 6,190 万円
	設備応援みらい保証	263 件	65 億 3,737 万円
	経営力向上関連保証・経営革新関連保証	91 件	30 億 480 万円
	金融機関連携型推進保証「TAG」など	2364 件	607 億 9,257 万円
	経営安定関連保証	1,843 件	415 億 2,118 万円
	小口零細企業保証など	956 件	33 億 5,897 万円
	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型含む)	252 件	61 億 1,494 万円
	協調支援型特別保証	770 件	148 億 8,359 万円
	経営力強化保証	315 件	69 億 7,126 万円

海外現地法人設立に資する当社からの貸付資金を保証金付きで支援!				
金融機関	八十二銀行群 貸付支援窓口	利用利率	一般貸付 (海外投資保証利率に 上乗せ建付けで貸付)	業 種 製造業
事例概要	※ 海外現地法人設立にかかる各種費用を当社からの貸付資金で調達するため、同貸付資金を協会付きで実行。 ※ 八十二銀行群行事業計画決定段階から支援を行い、スムーズな保証利用に繋がった。 (社員 小林 なるみさん)			
活用ポイント	※ 当社は既存の海外現地法人の規模不足による受注対応難題等の問題を解決するため、新たに現地法人を設立することを目指し、現地法人に立かる各種費用(賃貸コスト等を除き)、当社にて資金調達し、海外現地法人へ貸し付けるとことを検討し、八十二銀行群の担当者(以下、[担当者]という。)に相談。 ※ 相談を受けた担当者は、投資金額が多数となることにより、事業計画決定段階から決定支援を実施。また、本来の資金調達方法を模索する中で、「海外投資保証の存在」を知るを知り、担保保証利用を協会に相談。 ※ 両当事利用は、事業計画決定が必要であること、担当者が当初から計画決定支援を実施している経験があり、スムーズな保証利用に繋がることが特徴。 ※ また、計画決定を通して事業と十二ヶ月間の延滞の間にレシーションが膨れ、その結果、今後の伴支援助を期待できる体制が構築された。 ※ 海外投資保証保証は保証協会が資金貸渡として承認している(貸付資金)について、海外現地法人に対する資金については認められていることが特徴です。 なお、今回の例の良しは、海外投資保証保証に事による必要書類等の要件を簡略のうえ、例外的に一般保証で取組んだものである。			
海外投資保証保証の概要				
対象となる方	資金使途が次に該当する海外直接投資事業を行う国内中小企業者の方 (1) 出資割合が10%以上となる外国法人への出資資金 (2) 出資割合が10%以上である外国法人への出資資金、外国法人が発行する社債の返還資金 または貸付資金 (3) 支店及び関係会社における外国法人への貸付資金 (4) 海外の支店、工場等の移転増設等設備投資に必要とする貸付資金 (5) 海外直接投資事業の実施に必要な営業活動費の費用 (6) 海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用			
保証 限 度 額	2億円(組合等の場合は4億円)			
返 済 方 法	分期返済または一括返済			
保 証 期 間	資金使途に応じた適切な期間			
担保・保証人	必要となる場合が殆どまず			
保 証 利 率	年率0.60%~0.80%(責任共済保証利率)			

※ 利用にあたっては重要点

海外投資保証保証は、銀行より貸付金提供(保証資金を認めない流れ)。

海外投資保証保証を利用する場合、あるいはそれに準じる条件を決定する一般保証等でも利用した上で協会に保証に資金使途として認められず、また、保証利用期間が定められ、一般保証の利率(貸付された3.5%の金利)等が適用されることも必ずお気を付けください。

67

●相談窓口の設置

お客さまの経営に影響を与える大規模災害等が発生した際に、資金繰り等のご相談をお受けする相談窓口を設置しています。

(令和8年4月1日現在)

特別相談等窓口
ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響に関する特別相談窓口
米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口
東日本大震災に関する特別相談窓口
中小企業者に対する金融機関の紹介相談窓口



●電話・Webによる相談窓口の開設

お客さまのご相談に対応するため、電話によるお客さま相談窓口を開設しているほか、当協会ホームページにWeb相談窓口を開設しています。

【お客さま相談窓口】

☎ 0120-34-7680 (企業支援部)

●出張相談会の開催

商工団体との共催でお客さまから相談をお受けする出張相談会を開催しました。

資金繰りのご相談、保証商品のご案内など、各部支店の担当者が直接お話を伺っています。今後の詳しい出張相談会の予定は、当協会または当該商工団体へお問い合わせください。

商工団体	
松本商工会議所	大町商工会議所
飯田商工会議所	諏訪商工会議所

●「金融機関との合同研修会」について

金融機関の職員の皆さまと当協会職員を対象とした合同研修会を開催しました。

研修会は、「職員の経営支援に係る更なるスキルアップを図ること」「参加機関と経営支援に係るノウハウ及び目線を共有することで、支援を必要とするお客さまに対し、連携して迅速なサポートの実施につなげること」を目的としており、参加者は経営支援の知見習得に努めました。

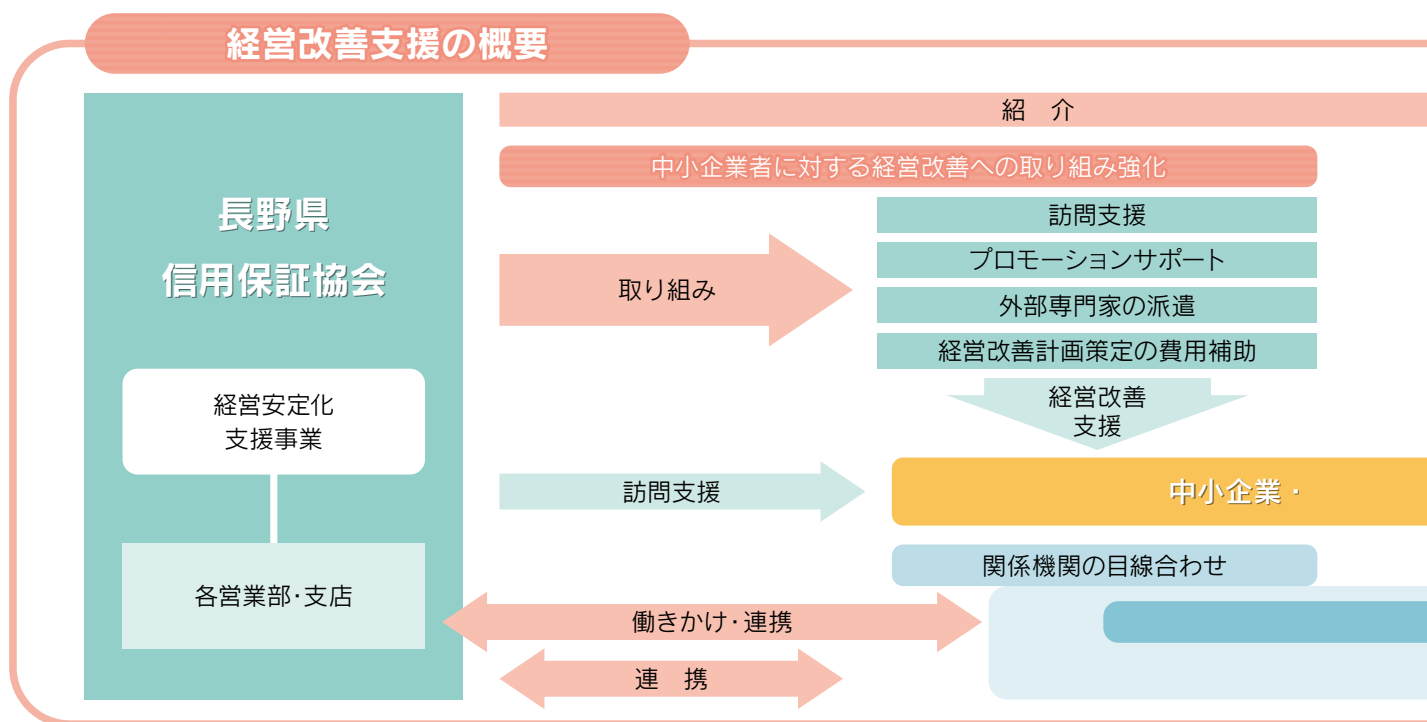
参加機関	開催日
長野信用金庫、松本信用金庫	令和7年9月

●「信用保証入門ガイド」について

金融機関の若手担当者の皆さま向けに「信用保証入門ガイド」を当協会ホームページの金融機関専用ページへ掲載しております。同ガイドでは、信用保証協会の業務内容や保証付融資の注意点や事務フロー等を記載しておりますので、内部研修等で適宜ご活用ください。



2 経営改善支援の取り組み



● 経営の改善促進に向けた働きかけの実施

経営改善が進まず条件変更を繰り返すなどのお客さまに対し、金融機関や長野県中小企業活性化協議会等と連携した経営改善の促進に向けた「働きかけ」を行っています。この働きかけにより、多くの皆さまが専門家の活用や経営改善計画を策定されました。

経営の改善発達のための面談実績

企業数	訪問回数
1,819者	2,722回

経営改善計画策定実績

企業数
150企業

● 経営改善計画策定費用の一部補助の実施

国が実施している「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し、国から経営改善計画策定費用の一部補助を受けたお客さまの自己負担分について、その自己負担した費用のうち2分の1（上限50万円）を当協会が補助する事業を行っています。

事業実績

企業数
50企業

● 「プロモーションサポート事業」の実施

広告宣伝に課題を持っているお客さまを対象に、県内メディアへの情報提供と広告宣伝に使用できるチラシ・動画の作成を無料で支援する事業を行っています。

事業実績

企業数
18企業

● 「経営サポート専門家派遣事業」の実施

各種専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、他）と連携し、お客さまの経営上の課題解決をお手伝いする「経営サポート専門家派遣事業」を行っています。専門家派遣の費用は当協会が負担します。

事業実績

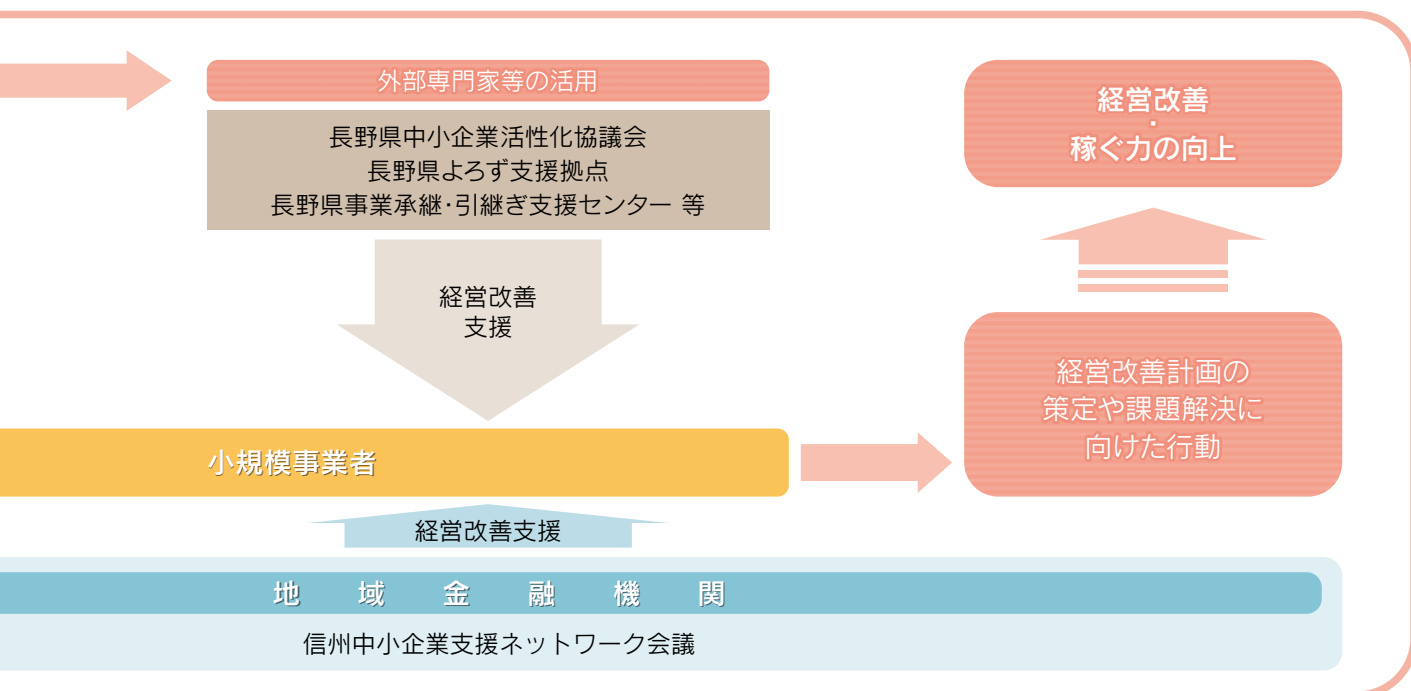
企業数
69企業

● 「中小企業診断士活用支援事業」の実施

一般社団法人 長野県中小企業診断士協会と提携し、お客さまの経営改善をお手伝いするために中小企業診断士を派遣して経営診断・助言をする「中小企業診断士活用支援事業」を行っています。経営診断費用は当協会が負担します。

事業実績

企業数
46企業



● 外部機関の専門家派遣の活用の促進

特定の経営課題を抱えるお客さまに対し、公益財団法人 長野県産業振興機構が運営する「長野県よろず支援拠点」等の活用を積極的に提案しております。派遣の際には、当協会職員が同行しています。

同行実績

回数
182回

● 経営サポート会議の実施

関係金融機関等の支援方針を確認する経営サポート会議（信州経営サポートミーティング等）を行っています。当協会が事務局としてハブ機能を担うことで、中立的立場による金融機関間の調整が可能となります。

経営サポート会議開催・参加実績

回数
313回

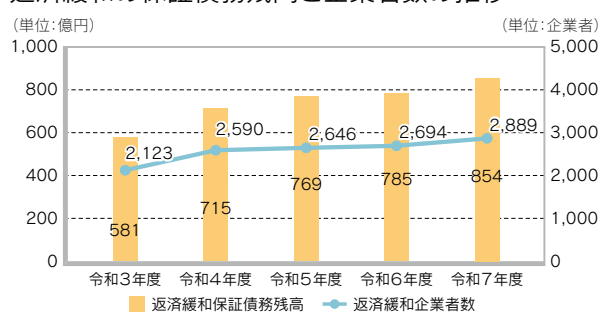
● 条件変更の柔軟な取り組み

当協会ではお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組むことで、資金繰りや経営の改善を支援しています。

返済方法等の条件変更承諾実績

件数	金額
9,565件	1,232億6,545万円

返済緩和の保証債務残高と企業者数の推移



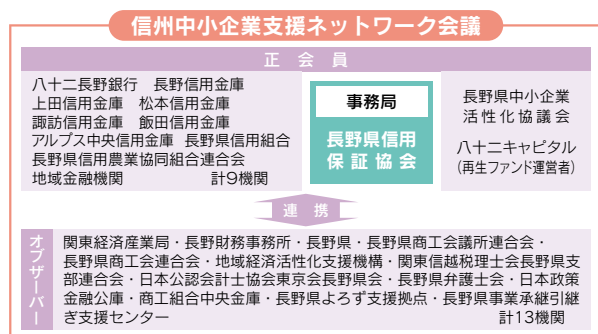
● 経営支援の取り組みに関する定量的な効果検証の実施について

当協会では、多様化・複雑化するお客さまの課題に応じた効果的な経営支援を実施していくため、次の効果検証の指標を用いて、将来にわたり継続的にサービスの質を向上させられるよう取り組んでいます。

効果検証指標
ローカルベンチマークの総合評価点が向上した企業の割合
専門家派遣に対するネットプロモータースコア(顧客満足度)

●「信州中小企業支援ネットワーク会議」について

経営支援、再生支援業務等に関わる金融機関、中小企業活性化協議会、その他の支援機関および行政等の担当者が一堂に会し、情報交換を通じたノウハウの共有や知識習得、各機関の連携強化による協調支援体制の構築等を目的とする「信州再生支援ネットワーク会議」として平成22年から開催されており、平成30年2月に名称を「信州中小企業支援ネットワーク会議」に変更しました。なお、当協会は事務局として参加しています。



信州中小企業支援ネットワーク会議開催実績

開催日	開催場所
令和7年11月26日	長野ホテル犀北館(長野市)
令和8年2月24日	長野県信用組合(松本市)

●「信州みらい応援ファンド」への出資

企業の再生を財務面、経営面から支援する信州みらい応援2号ファンドへ出資を行っています。令和8年3月には3号ファンドも設立され、当協会も出資を行っています。

ファンドの概要

名 称	信州みらい応援2号ファンド
出資総額	30億円
無限責任組 合 員	八十二キャピタル
有限責任組 合 員	中小企業基盤整備機構、八十二長野銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設 立	平成28年6月30日
存続期間	令和8年6月30日
運 営 者	八十二キャピタル

名 称	信州みらい応援3号ファンド
出資総額	20億円
無限責任組 合 員	八十二キャピタル
有限責任組 合 員	中小企業基盤整備機構、八十二長野銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設 立	令和8年3月30日
存続期間	令和16年3月31日
運 営 者	八十二キャピタル

●「信州スタートアップ・承継支援ファンド」への出資

県内産業の活性化や事業承継を支援する信州スタートアップ・承継支援ファンドへ出資を行っています。令和6年12月には2号ファンドも設立され、当協会も出資を行っています。

ファンドの概要

名 称	信州スタートアップ・承継支援ファンド
出資総額	7億7百万円
無限責任組 合 員	ミライドア株式会社
有限責任組 合 員	八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設 立	令和4年4月1日
存続期間	令和14年3月31日
運 営 者	ミライドア株式会社

名 称	信州スタートアップ・承継支援2号ファンド
出資総額	7億7百万円
無限責任組 合 員	ミライドア株式会社
有限責任組 合 員	八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合、三菱UFJ信託銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設 立	令和6年12月13日
存続期間	令和16年12月12日
運 営 者	ミライドア株式会社

3 創業支援の取り組み

●創業関係の保証利用企業へのフォローアップ訪問の実施

当協会と創業前に面談をしており、創業関係の保証をご利用いただいたお客さまにフォローアップ訪問を行っています。令和7年度は179企業に訪問しました。

金融機関の担当者の皆さまとお客さまを訪問し、創業計画の進捗確認を行うとともに、事業経営等で不安を感じていることなどをお伺いし、必要に応じて「長野県よろず支援拠点」等へ橋渡しを行っています。

●「創業ワンポイント講座」を公開

これから創業を目指す方に向けて、「創業までにやっておくべきこと」や「創業計画書の書き方」をテーマとした専門家によるワンポイント講座を制作し当協会ホームページに公開しています。



<https://www.nagano-cgc.or.jp/founding/advice/>

●創業塾・創業セミナー等との連携

商工団体や金融機関等が行う創業塾・創業セミナー等に後援、参加し、創業者に対する金融支援メニューや創業後の経営支援メニューを紹介しています。また、長野県等が主催する創業イベントに後援をしています。

セミナー等の参加実績

主催・共催	セミナー等名称	開催日
長野信用金庫	長野しんきんしんみせ創業カレッジ	令和7年7月
須坂商工会議所	須高未来塾2025	令和7年11月
木曽町・大滝村・木曽町商工会	創業木曽ゼミ	令和7年9月
飯田商工会議所	いいだ創業塾	令和7年6月、7月、12月
佐久穂町商工会	創業塾	令和7年10月
佐久商工会議所	佐久創業塾	令和7年11月
下諏訪町商工会議所	下諏訪町商工会議所 創業スクール	令和7年7月、8月
伊那市立伊那図書館他	起業・創業情報ウィーク	令和7年11月
伊那商工会議所	伊那地域創業応援フェス 創業なんでも相談会	令和7年12月
駒ヶ根商工会議所・飯田商工会議所・伊那商工会議所	こまがね創業カフェ	令和8年1月

創業イベントの後援実績

イベント名	開催日	イベント名	開催日
飯田市起業家ビジネスプランコンペティション	令和7年6月～10月	いいだ創業塾	令和7年6月
信州ベンチャーコンテスト2025	令和7年12月	信州オープンイノベーションフォーラム	令和7年9月、令和8年2月
第14回信州ベンチャーサミット	令和8年1月		

●当協会ホームページや情報誌「Ale」内で創業者のPR

当協会ホームページに「先輩創業者の声」・「創業者のお店紹介」ページを、情報誌「Ale」内に「創業レポート」ページを設け、当協会をご利用いただいたお客さまの創業のきっかけや創業後の取り組み、事業内容やセールスポイントなどを紹介しています。

●「創業セミナー」の開催

県内の学生が起業や経営の魅力などを学ぶことで、将来の長野県経済を担う若者の創業意識を醸成することを目的とした「創業セミナー」を開催しました。

令和7年7月23日に長野美術専門学校で、令和7年11月19日に岡学園トータルデザインアカデミーで、令和7年12月12日に清泉大学で開催しました。

当日は、当協会の概要や信用保証制度、創業支援の内容を紹介するとともに、将来の選択肢の一つとして「創業」があることを知っていただくために当協会発刊の「創業サポートガイド」を配布・解説しました。



長野美術専門学校



清泉大学



岡学園トータルデザインアカデミー

4 広報活動の取り組み

●イメージキャラクター ウサポくん

イメージキャラクターの「ウサポくん」です。

当協会の一員として、お客さまを力強く応援しています。



プロフィール

- 信州の里山に生まれた野うさぎ。カラフルな色の耳が自慢。
- 大きな耳であらゆる情報をキャッチし、俊敏な足で信州中を駆け回る。
- 信州の中小企業の魅力を発信し、サポートするのが自分の使命と感じている。
- 弟に「ミミポくん」がいて大の仲良し。

出身	信州の里山	身長	にんじん3本分 にんじん5本分(耳含む)	体重	にんじん10本分くらい
視力	困っている中小企業者が いればすぐに見つけ出す	聴力	集中すると山3つ分先の 音が聞こえる	趣味	会社見学 お店めぐり 野山を駆ける
好きなこと	長野県内の中小企業者を 応援すること	好きな食べ物	野沢菜・ 信州産のにんじん	好きな歌	「故郷」、 「うさぎのダンス」
特技	大きな耳であらゆる情報を 収集	性格	好奇心旺盛な行動派 涙もろいさびしがり屋	好きな言葉	みらい

●ディスクロージャー誌



●イメージポスター

令和7年度イメージポスターは、「あなたと未来をつなぐ」をキャッチフレーズに、自然と人々の営みの調和や未来へと力強く進む力、創造力、つながっていく想いを込め、安曇野市在住の友禅染色家「古根香」氏にデザインしていただきました。



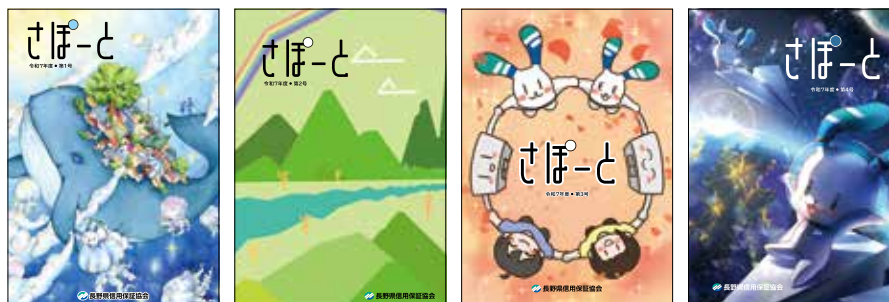
●「信用保証のガイドブック」

各種保証商品の紹介を一冊にまとめた「信用保証のガイドブック」を配布しています。表紙は岡学園トータルデザインアカデミーの学生にデザインしていただきました。



●情報誌「さぽーと」

当協会の事業概況や新たな保証商品のご案内等を掲載した情報誌「さぽーと」を年4回、金融機関、関係支援機関の皆さまに配布しています。令和7年度は、岡学園トータルデザインアカデミーの学生に第2号、第3号、第4号の表紙をデザインしていただきました。



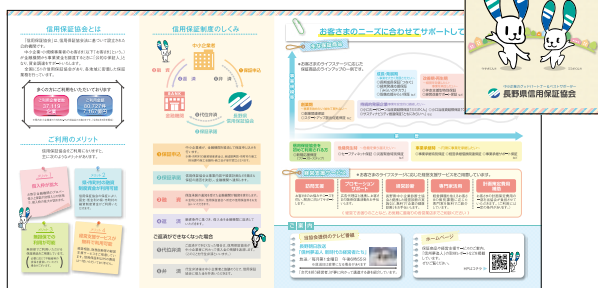
●リーフレット

当協会が提供する保証制度・経営支援等のサービスメニューを一枚絵としたリーフレットを配布しています。



●ミニリーフレット

当協会の業務内容を一般の方向けに分かりやすく説明したミニリーフレットを配布しています。



●中小企業・小規模事業者向け情報誌「Ale」

県内の中小企業・小規模事業者の皆さまの経営に役立つ情報等を掲載した情報誌「Ale」を配布しています。

- ・当協会をご利用いただいたお客さまの事業内容等を紹介
- ・当協会をご利用いただいた創業者の方を紹介
- ・専門家等による経営に役立つ情報を提供
- ・保証制度や経営支援サービスのお知らせ



●県内金融機関店頭で動画を配信

金融機関と連携した広報として、当協会の業務内容や創業支援施策を広く地域の皆さまに知っていただくために制作した動画を、県内金融機関の店頭ディスプレイにて配信しています。

●ノベルティグッズ

令和7年度は、クリアファイルの他に、飲むお出汁、絆創膏、PCクリーナーを作成し配布しました。クリアファイルのイラストは岡学園トータルデザインアカデミーの学生に、飲むお出汁、絆創膏、PCクリーナーのイラストは長野美術専門学校の学生にデザインしていただきました。



クリアファイル



飲むお出汁



絆創膏



PCクリーナー

●動画コンテンツ

当協会の主な経営支援サービスを紹介する動画コンテンツをホームページに公開しています。また、動画公開ページのQRコード等を掲載したチラシも併せて制作し配布しています。



●テレビ番組「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」の提供

次代を担う経営者が夢に向かって邁進する姿を紹介するテレビ番組「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」の企画・提供を行いました。また、番組の中では紹介しきれなかった出演者の取材レポートを当協会ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

長野朝日放送

「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」

放送 毎月第1金曜日

18:55～19:00



●テレビCM及び採用活動向け動画の制作

当協会の知名度や認知度向上を目的として、新たなテレビCMを作成しました。

【テレビCM】

実際の長野県内の中小企業の営業所をお借りして、事業者に扮した役者の方々が撮影を行いました。当協会ホームページでも掲載しておりますのでぜひご覧ください。

●テレビCM・ラジオCMの提供

【テレビ】

信越放送テレビ及び長野朝日放送へのCM提供を行っています。

◆信越放送テレビ

・「YES!ものづくり」

毎週月曜日 18:55～19:00(CM放送は月1回)

・「明日を造れ!ものづくりナガノ」

毎月最終土or日曜日午後放送

・「ガイアの夜明け」

毎週土曜日 16:30～17:25

・「サンデーモーニング」

毎週日曜日 8:00～ 9:54

◆長野朝日放送

・「グッドモーニング」

毎週月水金曜日 7:00～8:00

【ラジオ】

信越放送ラジオへのCM提供を行っています。

毎週金曜日 午前7時30分～8時30分の間に1本

●ビジネスフェア等への出展

令和7年5月14日に長野市ビッグハットにて開催された長野信用金庫主催の「長野しんきんビジネスフェア2025」に出展しました。



●ニュースリリース

当協会では四半期ごとの事業概況や新たな取り組み等の情報を、新聞社等のマスメディアにも配信し、積極的な情報発信に努めています。

5 その他の取り組み

●情報セキュリティおよびシステムの安全性の確保

当協会では、顧客情報等のセキュリティの安全性等の検証を行うとともに、利用しているシステムが安定的かつ効率的に運用されているか検証するため、平成28年度から監査法人による情報セキュリティ監査およびシステム監査を利用環境やシステム環境の変化に応じて継続的に受査するとともに、その結果に基づくフォローアップを受けています。

今後も情報セキュリティおよびシステムの管理レベルの向上に努めてまいります。

●事業継続計画（BCP）等の制定

当協会では、非常災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。令和7年11月には災害対策、救援活動および事業継続計画（BCP）等の対策に関する準備の検証や確認、また、防災意識を高めるため、緊急地震速報対応行動訓練、安否確認訓練およびシステム障害時の保証事務処理訓練ならびに消防訓練を通じた「非常災害防衛訓練」を実施しました。

●保証関連書類の管理態勢の強化

当協会では、非常災害等の緊急事態が発生した場合における事業継続の対策や契約関係書類の紛失防止等を目的として、平成24年度から信用保証委託契約書等の保証関連書類について、一括管理の実施および稟議書等の電子化を行い、管理態勢の強化を図っています。



耐火書庫

●「令和7年度信用保証懇話会」の開催

「信用保証懇話会」は、中小企業・金融機関・経済団体の皆さまと、定期的に信用保証に関する意見交換を行うことにより一層の相互理解を深め、制度の充実、業務の改善、利便性の向上に役立てることを目的として平成15年度から開催しています。

令和7年度は、金融機関の方々を委員とする金融機関部門、中小企業および経済団体等の方々を委員とする中小企業部門のいずれも令和7年11月に開催しました。

委員の皆さまからお寄せいただいたご意見・ご要望等を真摯に受け止め、今後も「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指し、業務の改善や保証商品の開発などサービス向上に努めてまいります。



金融機関部門



中小企業部門

●「電子保証書交付サービス」の提供

金融機関の保証協会付き融資事務の迅速化や保証書の管理負担軽減を図るため、令和4年1月より、当協会が発行する信用保証書（および変更保証書）を電子化する「電子保証書交付サービス」の取り扱いを開始しています。県内に本支店を有する12金融機関に本サービスを提供しています。

●保証申込関係書式等の押印レス化

保証申込の事務手続きを効率化し、融資実行までのリードタイムを短縮するため、令和3年4月より保証申込関係書式等の押印レス化を行っています。また、令和4年4月からは保証条件変更申込書や保証条件変更依頼書、その他期中以降において必要となる書式の押印レス化も実施しています。

●保証申込の電子受付開始

お客さまや金融機関の負担軽減と利便性の向上を目指し、令和5年12月から保証申込の電子受付を開始しています。令和7年度には新たに1先の金融機関が加わり、10金融機関が利用しています。

●「事前相談電子受付システム」の稼働開始

令和6年9月2日から、これまで郵送やFAX等で行っていた事前相談手続きをクラウド上で完結させる当協会独自のシステムがスタートし、7金融機関が利用しています。同システム利用により、保証相談業務の効率化、郵送等の削減による事務負担軽減が図られ、事前相談の審査状況がクラウド上で確認もできるようになるため、本申込手続きまでのリードタイム短縮につなげることが可能となります。システム利用にあたっては、IPアドレスによる接続制限や暗号化通信を行うなど、セキュリティ対策にも万全を期しています。

●金融機関向けアンケートの実施

業務改善等を図るため、県内の金融機関へアンケートを実施しました。

いただきましたご意見・ご要望をもとにサービス向上、業務改善に努めてまいります。

6 SDGs(CSR)等の取り組み

宣言の項目	ターゲット	目 標	具体的な取り組み	主な成果(数字は令和8年3月末時点)
1. 地域経済の未来		貧困をなくそう	- 資金繰り支援 - 創業支援 - 事業承継支援 - 経営支援	代表的な保証実績 - 資金繰り支援 19,857件 2,130億円 - 創業支援 1,878件 90億円 - 事業承継支援 7件 1.2億円 その他の実績は、26ページ以降の取り組みをご覧ください。
		働きがいも経済成長も		
		産業と技術革新の基礎をつくろう		
		住み続けられるまちづくり		
		平和と公正をすべての人に	- ガバナンス - 反社会的勢力への対応	- 信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除条項」 - 反社会的勢力への対応の徹底 - コンプライアンスの徹底
2. 地域社会の未来		飢餓をゼロに	フードバンク信州への寄贈	非常食等 5.7kgの寄贈
		すべての人に健康と福祉を	AED	全営業店にAEDの設置
		質の高い教育をみんなに	- 専門学校等との連携 - 創業セミナー等への協力 - 人材育成	- 岡学園トータルデザインアカデミーとの連携 - 長野美術専門学校との連携 - インターンシップ、創業セミナー等への協力 - 内外の各種研修や通信教育の受講
		ジェンダー平等を実現しよう	ワークライフバランスの充実	- くるみん認定 - 職場いきいきアドバンスカンパニー認証
		住み続けられるまちづくり	- 清掃活動 「地方創生」に向けた取り組み - クリーンエネルギー	- 地域清掃活動 「地方創生」応援社債 - 再生可能エネルギー 100%の電気の導入
		パートナーシップで目標を達成しよう	- SDGsの普及や啓蒙への協力 - 各種団体・金融機関との連携	サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」
3. 地域環境の未来		エネルギーをみんなにそしてクリーンに	- グリーンボンド投資 - クリーンエネルギー - エコカー - 照明のLED化	- 長野県が発行するグリーンボンドへの投資 - 再生可能エネルギー 100%の電気の導入 - 太陽光発電 - エコカーの導入
		つくる責任 つかう責任	- クリーンエネルギー - リサイクル - ペーパーレス化	- 再生可能エネルギー 100%の電気の導入 - 紙のリサイクル - エコキャップ(3,999個)…29.3kg CO2の発生を抑制 - ペーパーレス会議システムの導入
		気候変動に具体的な対策を	- クリーンエネルギー - グリーンボンド投資 - エコカー - クールビズ	- 再生可能エネルギー 100%の電気の導入 - 長野県が発行するグリーンボンドへの投資 - エコカーの導入 - クールビズの実施(5月～10月末まで)
		陸の豊さも守ろう	- グリーンボンド投資 - リサイクル - ベジタブルインクの使用	- 長野県が発行するグリーンボンドへの投資 - 紙の溶解(リサイクル) - ディスクロージャー誌、各種広報誌への使用

●専門学校と連携したノベルティグッズ等の制作

未来を担う若者に学びの場を提供するため、岡学園トータルデザインアカデミーや長野美術専門学校と連携し、学生へ当協会ノベルティグッズ等のデザインをお願いしました。

デザインを採用させていただいた学生の皆さまには、感謝の意を伝えるとともに、記念品を贈呈させていただきました。



●地域清掃活動の実施

ボランティア活動の一環として長野市の「もんぜんパートナーシップ制度」に登録を行い、地域の清掃活動に取り組んでいます。また、本店以外の各営業店においても地域清掃活動に取り組んでいます。



「もんぜんパートナーシップ制度」地域清掃活動

●エコキャップ収集活動

ペットボトルのキャップを収集し、そのリサイクルの利益で医療支援、ワクチン支援、障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、さまざまな社会貢献活動に参加しています。

令和7年度は3,999個のペットボトルキャップを寄付し、キャップをゴミとして焼却した場合に比べ、約29.3kgのCO₂発生抑制にも貢献しました。

●「フードバンク信州」へ非常食の寄贈

社会貢献活動の一環として、当協会に備蓄している非常食(カンパン等)を、特定非営利活動法人「フードバンク信州」へ寄贈しました。令和8年度以降も継続的に寄贈していきます。



●CO₂ゼロ電力の導入

環境負荷の軽減のため、株式会社エネットから電力の供給を受け、当協会が使用する電力をCO₂ゼロ電力にする取り組みを継続しました。

●服装基準の見直し

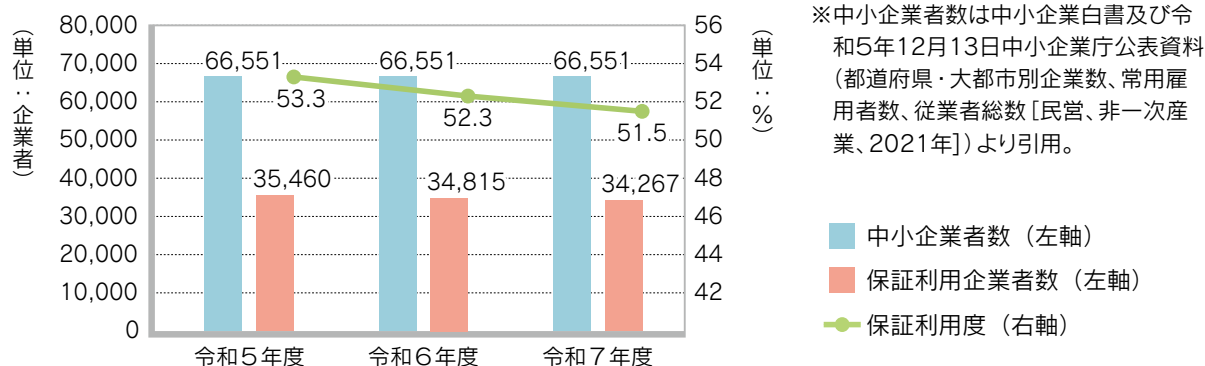
当協会では、SDGsへの取り組みを推進するため、令和5年11月から通年ノーネクタイを実施しています。また、令和6年度からは、クールビス期間中のポロシャツ着用を可能としています。ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

V 信用保証の動向

*四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

■保証利用企業者数

●長野県内の中小企業者数と保証利用企業者数の推移



●業種別保証利用企業者数

（単位：者、％）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
製造業	5,278	14.9	5,070	14.6	4,918	14.4
建設業	7,597	21.4	7,489	21.5	7,364	21.5
卸・小売業	10,790	30.4	10,535	30.3	10,276	30.0
サービス業	8,461	23.9	8,492	24.4	8,509	24.8
その他の産業	3,334	9.4	3,229	9.3	3,200	9.3
合計	35,460	100.0	34,815	100.0	34,267	100.0

（注）「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。

●資本金別保証利用企業者数

（単位：者、％）

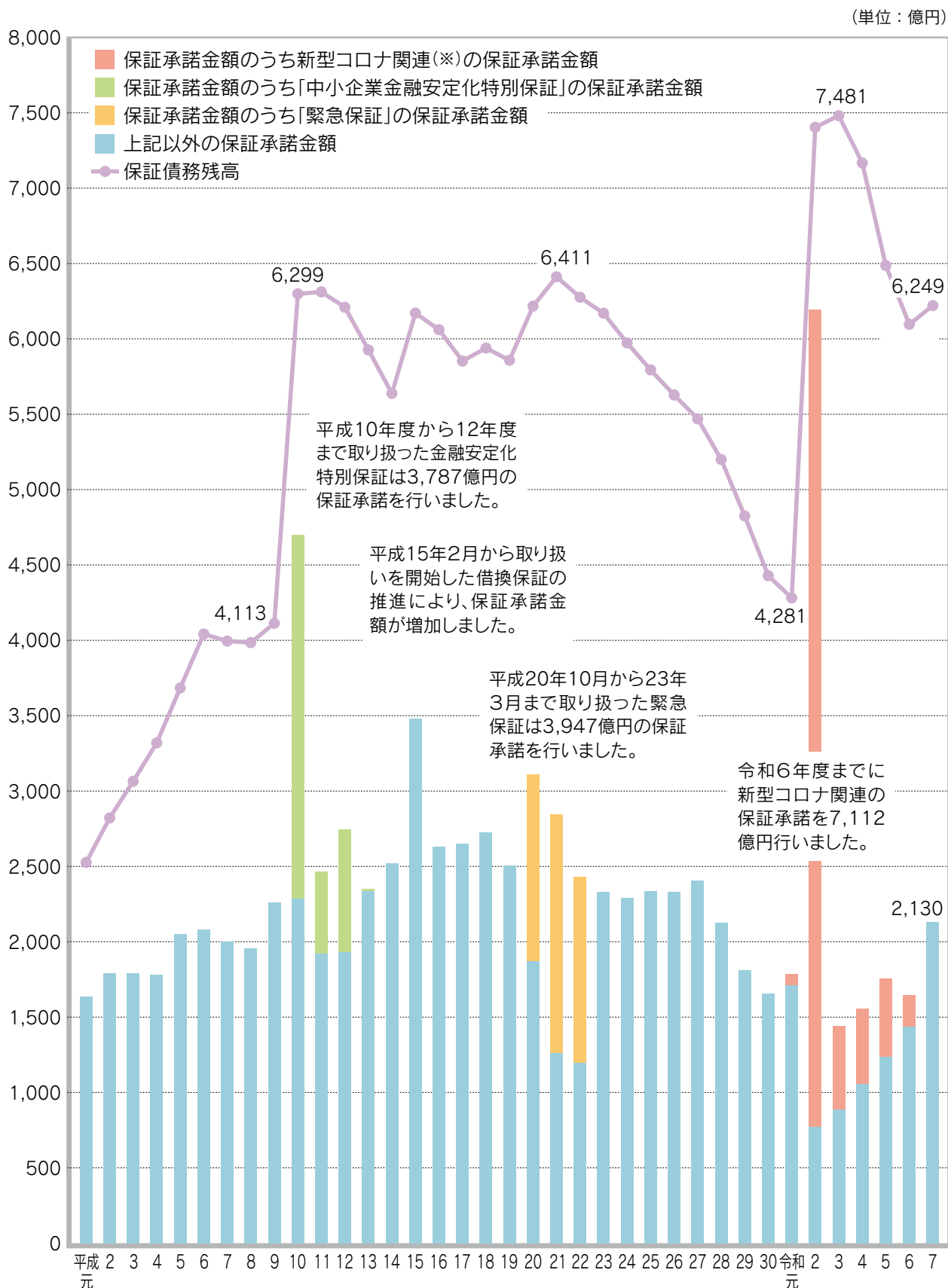
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
個人	16,075	45.3	15,723	45.2	15,351	44.8
100万円以下	2,603	7.3	2,757	7.9	2,909	8.5
500万円以下	9,306	26.2	9,115	26.2	8,900	26.0
1,000万円以下	4,731	13.3	4,580	13.2	4,492	13.1
5,000万円以下	2,435	6.9	2,350	6.7	2,328	6.8
1億円以下	284	0.8	263	0.8	263	0.8
3億円以下	22	0.1	21	0.1	18	0.1
3億円超	4	0.0	6	0.0	6	0.0
合計	35,460	100.0	34,815	100.0	34,267	100.0

●従業員数別保証利用企業者数

（単位：者、％）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
従業員なし	15,308	43.2	15,132	43.5	14,844	43.3
5人以下	13,717	38.7	13,459	38.7	13,087	38.2
10人以下	2,736	7.7	2,601	7.5	2,595	7.6
20人以下	1,827	5.2	1,798	5.2	1,865	5.4
50人以下	1,337	3.8	1,321	3.8	1,330	3.9
100人以下	339	1.0	332	1.0	355	1.0
300人以下	180	0.5	160	0.5	177	0.5
500人以下	12	0.0	9	0.0	11	0.0
500人超	4	0.0	3	0.0	3	0.0
合計	35,460	100.0	34,815	100.0	34,267	100.0

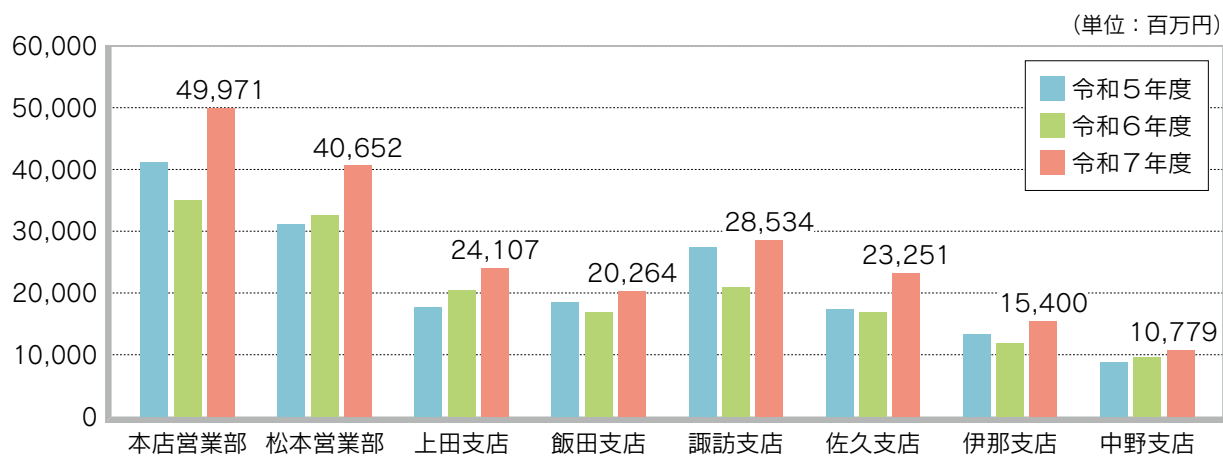
■ 保証の推移



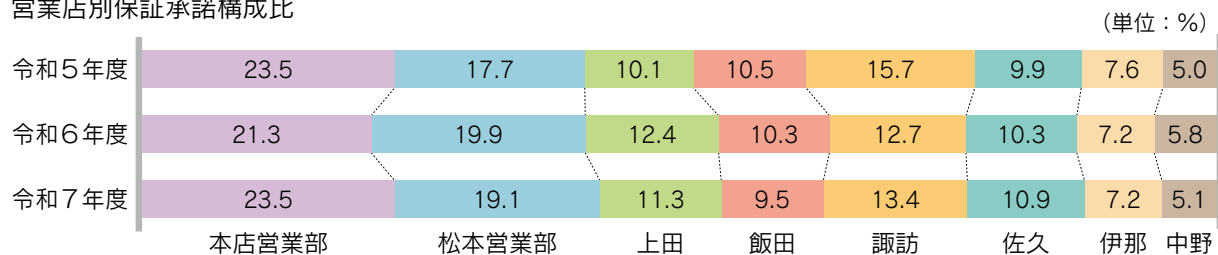
(※) 新型コロナに関連した災害緊急特別保証およびセーフティネット保証4号・5号(売上高減少)、危機関連保証、伴走支援型特別保証、経営改善サポート保証(感染症対応、5号借換)等

■ 保証承諾の状況

● 営業店別保証承諾



営業店別保証承諾構成比

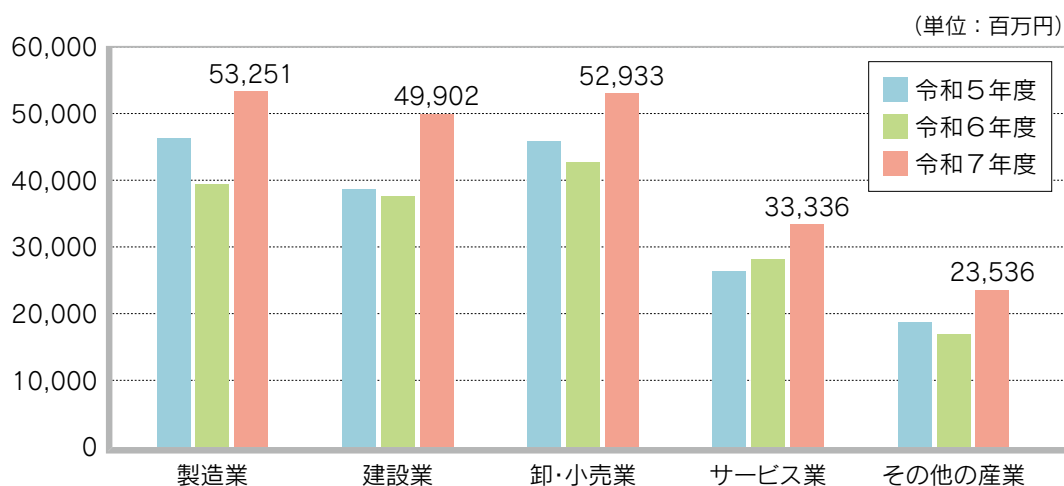


● 業種別保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	3,494	46,230	26.3	2,988	39,382	23.9	3,393	53,251	25.0
建設業	4,698	38,556	22.0	4,677	37,607	22.8	5,207	49,902	23.4
卸・小売業	5,480	45,868	26.1	5,104	42,624	25.9	5,645	52,933	24.9
サービス業	3,577	26,352	15.0	3,393	28,169	17.1	3,926	33,336	15.7
その他の産業	1,559	18,631	10.6	1,432	16,857	10.2	1,686	23,536	11.1
合計	18,808	175,637	100.0	17,594	164,639	100.0	19,857	212,958	100.0

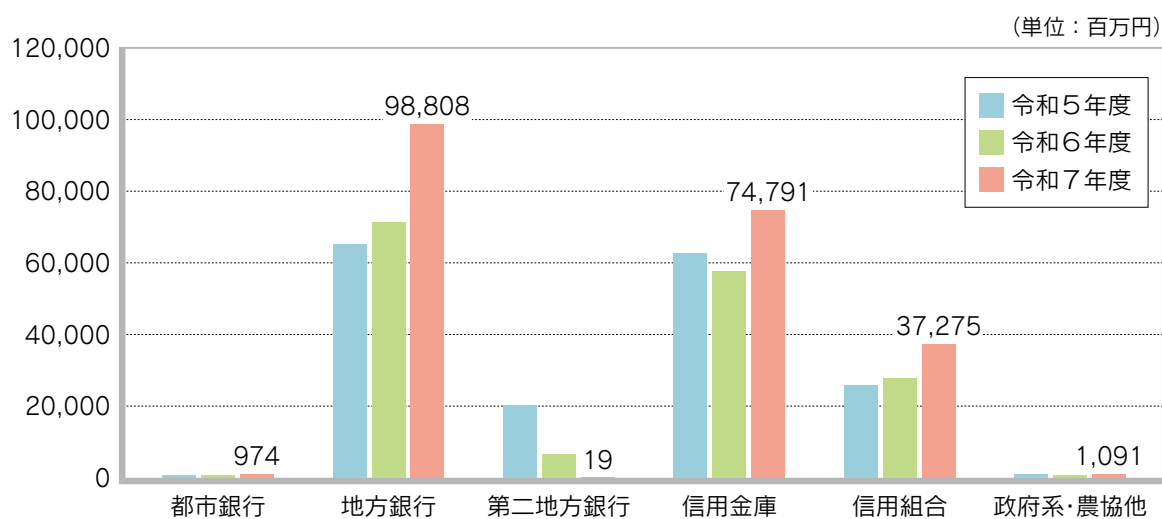
(注)「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。



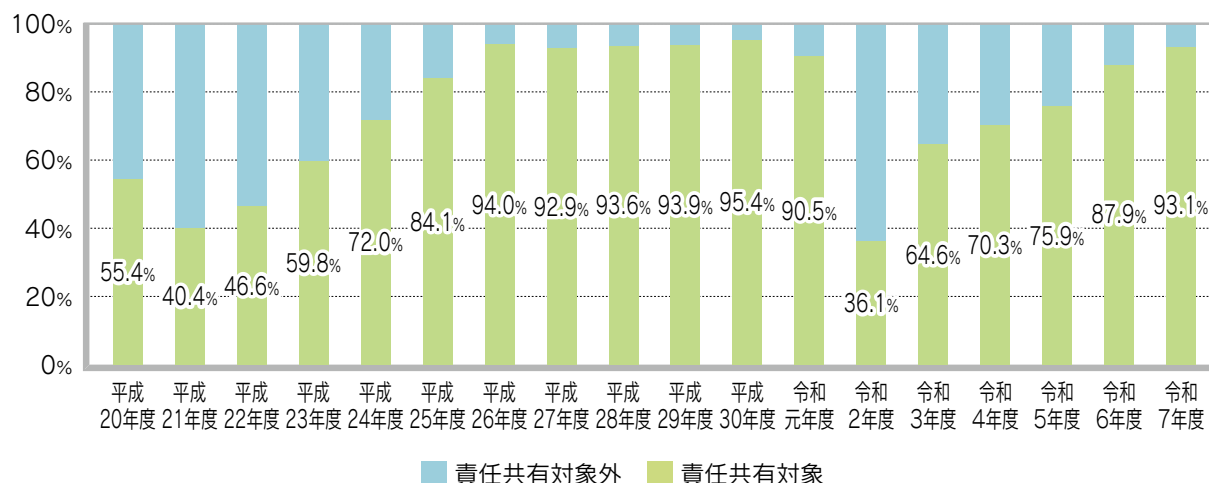
●金融機関群別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
都市銀行	738	0.4	685	0.4	974	0.5
地方銀行	65,222	37.1	71,380	43.4	98,808	46.4
第二地方銀行	20,167	11.5	6,508	4.0	19	0.0
信用金庫	62,716	35.7	57,596	35.0	74,791	35.1
信用組合	25,784	14.7	27,897	16.9	37,275	17.5
政府系・農協他	1,010	0.6	573	0.3	1,091	0.5
合 計	175,637	100.0	164,639	100.0	212,958	100.0



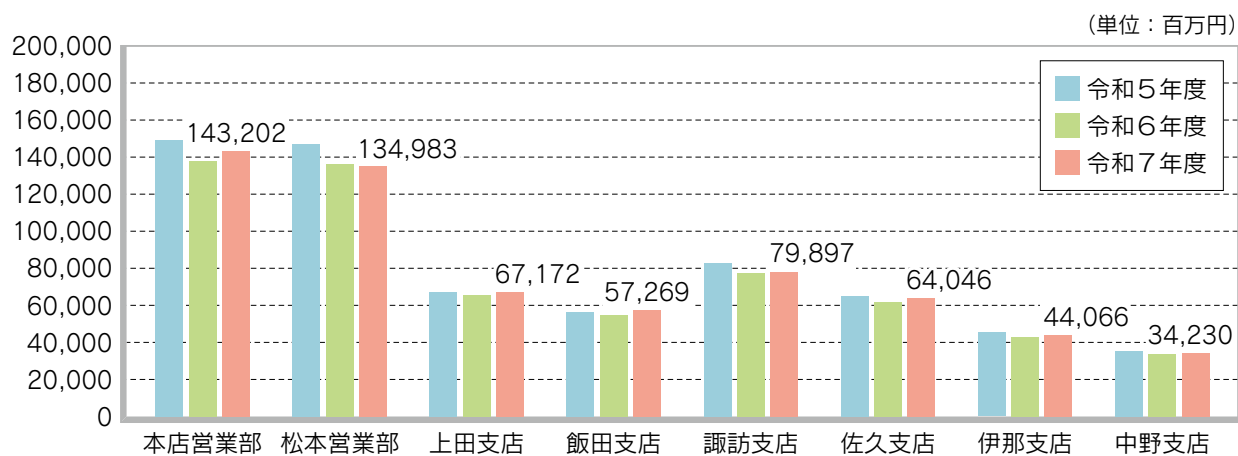
●責任共有対象・対象外別保証承諾構成比



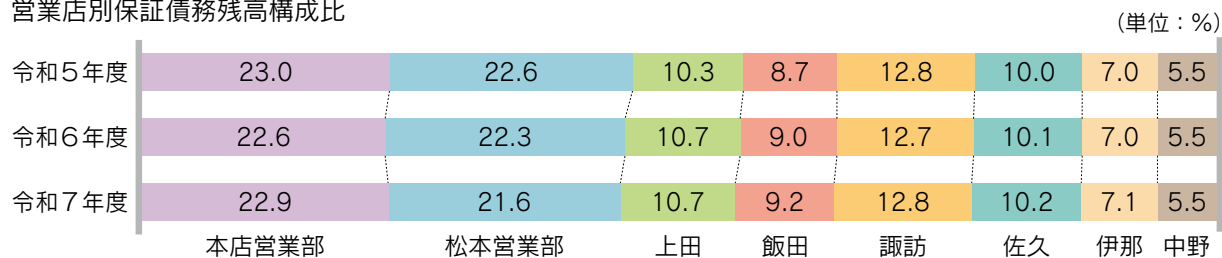
※責任共有対象には特定社債保証、流動資産担保融資保証などの部分保証を含みます。

■保証債務残高の状況

●営業店別保証債務残高



営業店別保証債務残高構成比

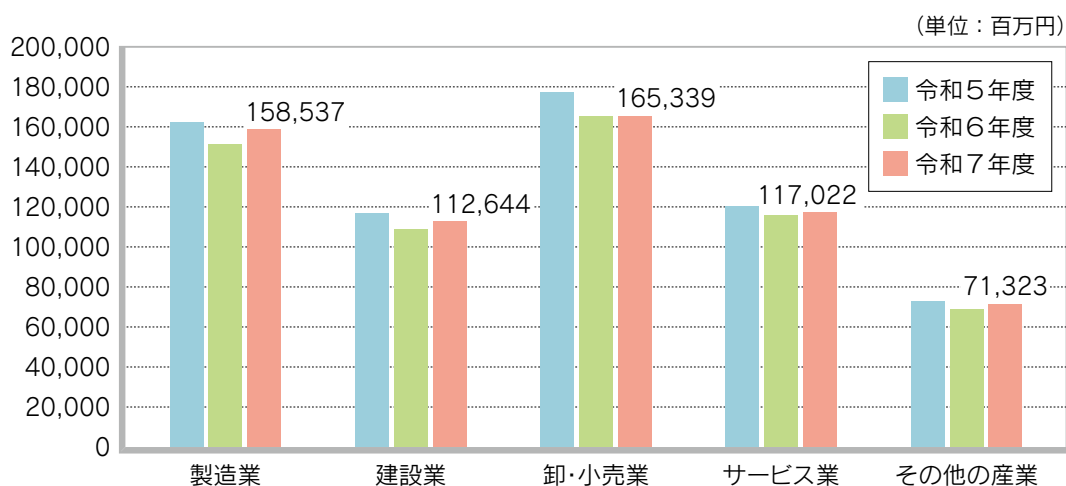


●業種別保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	14,095	161,975	25.0	13,829	151,394	24.8	13,980	158,537	25.4
建設業	16,123	116,878	18.0	16,337	108,728	17.8	16,701	112,644	18.0
卸・小売業	23,624	177,012	27.3	23,503	165,128	27.1	23,981	165,339	26.5
サービス業	16,531	120,340	18.6	16,826	115,508	18.9	17,475	117,022	18.7
その他の産業	7,310	72,501	11.2	7,195	68,798	11.3	7,311	71,323	11.4
合計	77,683	648,706	100.0	77,690	609,556	100.0	79,448	624,865	100.0

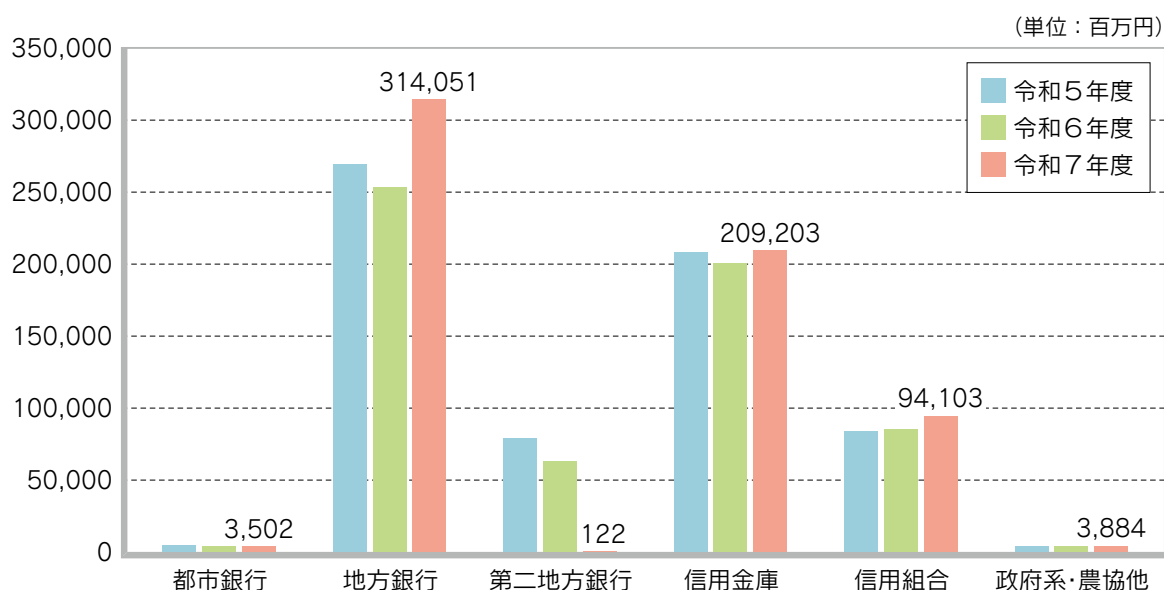
(注)「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。



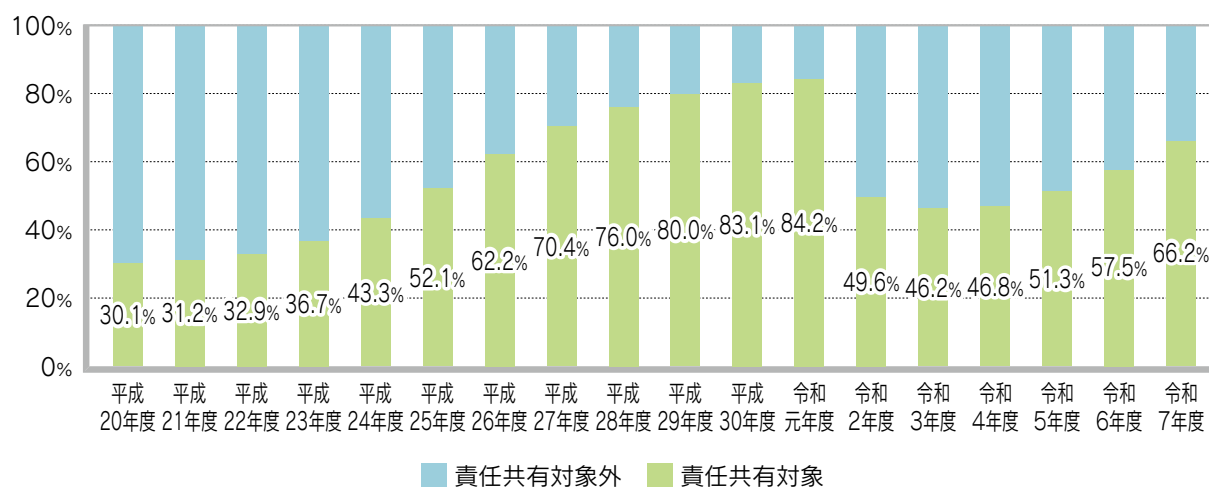
●金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
都 市 銀 行	4,552	0.7	3,820	0.6	3,502	0.6
地 方 銀 行	269,193	41.5	253,380	41.6	314,051	50.3
第二地方銀行	78,976	12.2	62,798	10.3	122	0.0
信 用 金 庫	207,957	32.1	200,599	32.9	209,203	33.5
信 用 組 合	83,929	12.9	85,251	14.0	94,103	15.1
政府系・農協他	4,099	0.6	3,708	0.6	3,884	0.6
合 計	648,706	100.0	609,556	100	624,865	100



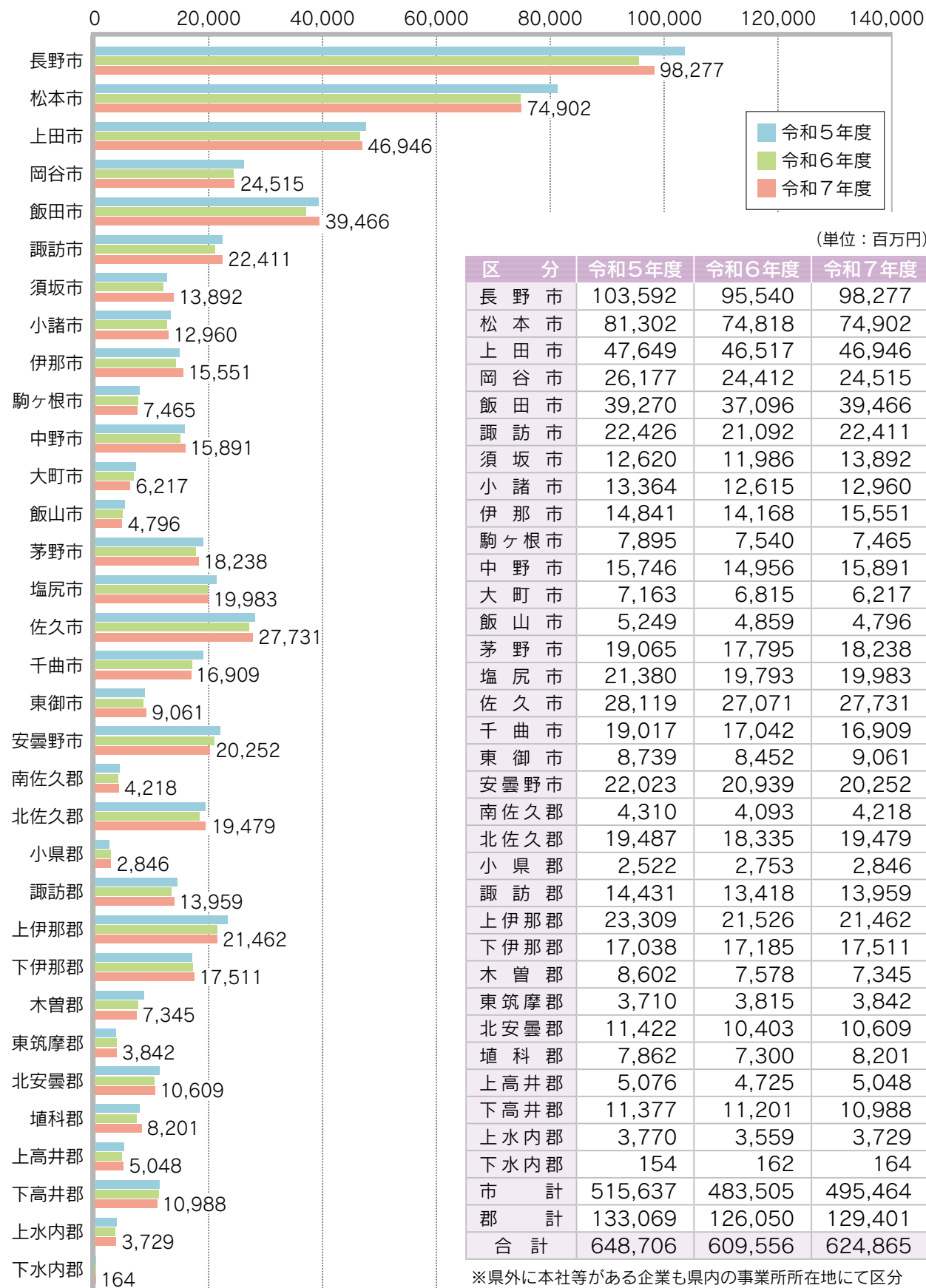
●責任共有対象・対象外別保証債務残高構成比



※責任共有対象には特定社債保証、流動資産担保融資保証などの部分保証を含みます。

●地域別保証債務残高

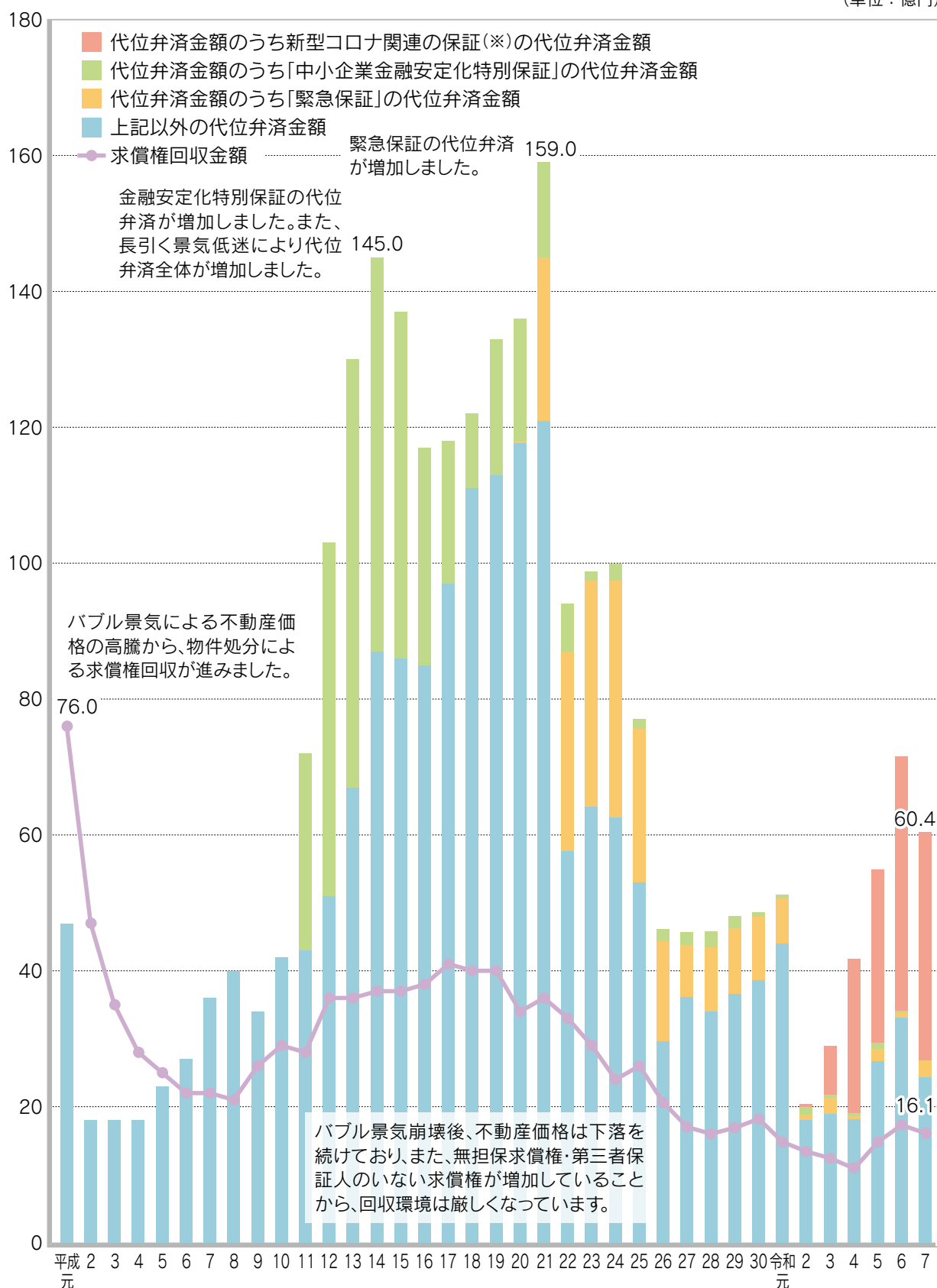
(単位：百万円)



※県外に本社等がある企業も県内の事業所所在地にて区分

代位弁済と求償権回収の推移

(単位：億円)



(※) 新型コロナに関連した災害緊急特別保証およびセーフティネット保証4号・5号(売上高減少)、危機関連保証、伴走支援型特別保証、経営改善サポート保証(感染症対応、5号借換)等

代位弁済の状況

推移

(単位：件、百万円、%)

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
件数	金額	代位弁済率※	件数	金額	代位弁済率※	件数	金額	代位弁済率※
681	5,493	0.81	844	7,153	1.15	873	6,035	1.00

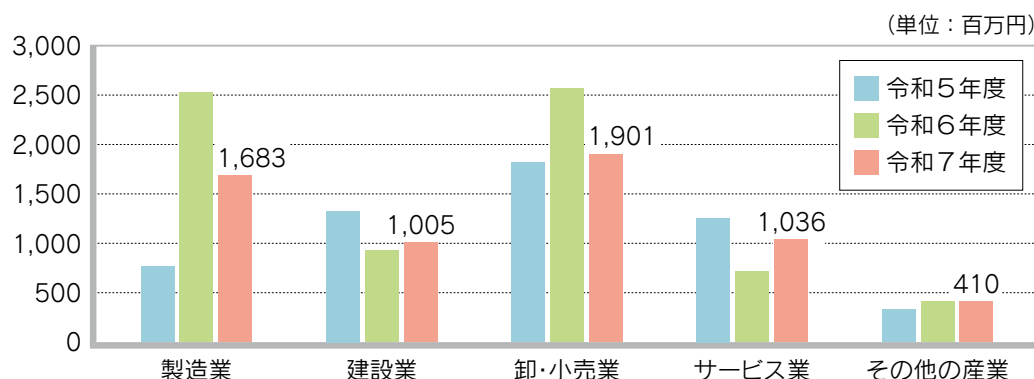
※代位弁済率＝代位弁済金額÷保証債務平均残高

業種別代位弁済

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	88	763	13.9	180	2,529	35.4	189	1,683	27.9
建設業	168	1,327	24.2	188	930	13.0	150	1,005	16.7
卸・小売業	213	1,819	33.1	317	2,567	35.9	319	1,901	31.5
サービス業	173	1,257	22.9	118	715	10.0	169	1,036	17.2
その他の産業	39	327	6.0	41	412	5.8	46	410	6.8
合計	681	5,493	100.0	844	7,153	100.0	873	6,035	100.0

(注)「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。

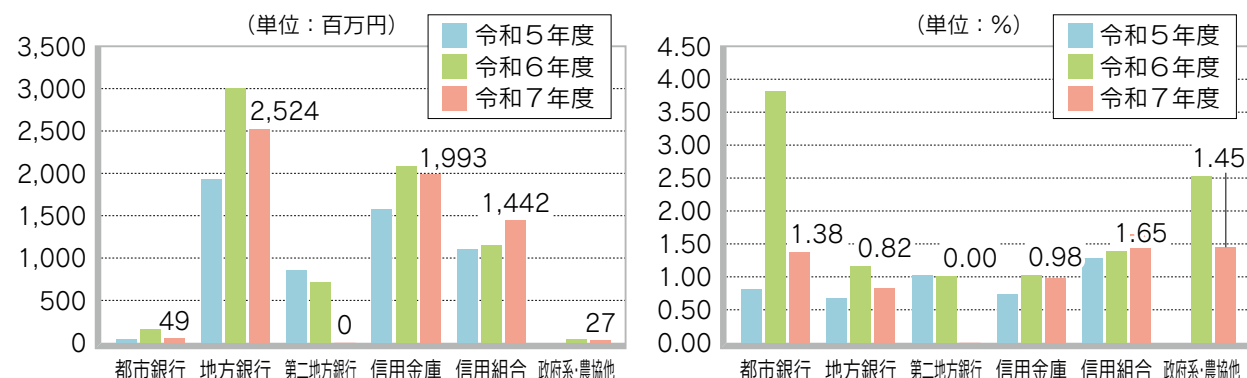


金融機関群別代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	金額	構成比	代位弁済率	金額	構成比	代位弁済率	金額	構成比	代位弁済率
都市銀行	39	0.7	0.81	156	2.2	3.82	49	0.8	1.38
地方銀行	1,928	35.1	0.68	3,006	42.0	1.16	2,524	41.8	0.82
第二地方銀行	855	15.6	1.02	714	10.0	1.01	0	0.0	0.00
信用金庫	1,572	28.6	0.73	2,078	29.1	1.03	1,993	33.0	0.98
信用組合	1,099	20.0	1.28	1,155	16.1	1.39	1,442	23.9	1.65
政府系・農協他	0	0.0	0.00	44	0.6	2.53	27	0.4	1.45
合計	5,493	100	0.81	7,153	100	1.15	6,035	100	1.00

※令和7年度は長野銀行の代位弁済金額を八十二長野銀行に含めて算出しています

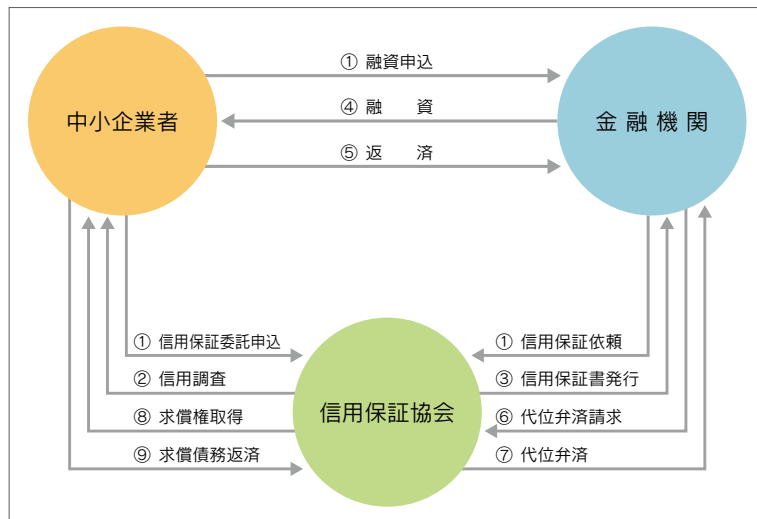


VI 信用保証制度のご案内

信用補完制度について

信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、基本的に中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。



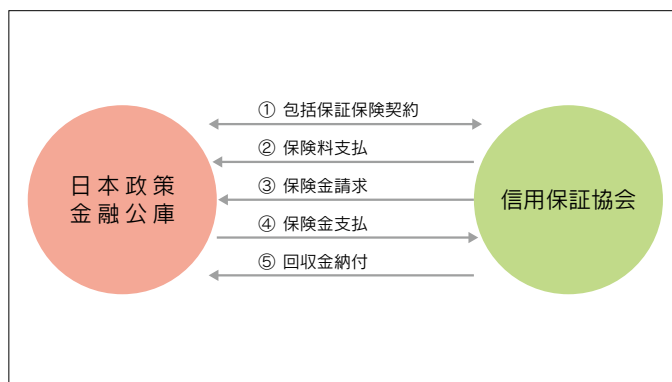
- ① 中小企業者等は、金融機関を経由して信用保証協会に保証申し込み（保証委託契約の申し込み）をします。県・市町村の融資制度資金（一部の資金を除く）は地域振興局、市町村の商工担当課や商工会議所・商工会が受付の窓口となります。
- ② 信用保証協会は、申し込みのあった中小企業者等について信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。

- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑨ 信用保証協会は、中小企業者等の実情に応じ求償権の回収を行います。（⑥～⑨ は事故の場合）

信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、(株)日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）と信用保証協会の二者です。

- ① 日本公庫と信用保証協会は包括保証保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



■ 信用保証のご利用にあたって

1 保証をご利用いただける方

● 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等（運送業、建設業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医 業	—	法人300人以下
		個人100人以下

- ※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数に含まれません。
- ※組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- ※個人の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。
- ※特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数が該当すれば対象となりますが、一部ご利用いただけない保証商品があります。
- ※医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人の場合、出資の総額に制限はなく、常時使用する従業員数が300人以下のものが対象となります。また、個人の場合は、常時使用する従業員数が100人以下のものが対象となります。なお、ここでいう医業とは病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設等を指します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は医業には含まれません。
- ※学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）はご利用いただける方には該当しません。

● 業種

ほとんどの業種でご利用いただけますが、農林・漁業（一部を除く）、サービス業のうち性風俗関連営業等、金融・保険業（一部を除く）、宗教・政治経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種は対象となりません。

● 所在地・業歴

長野県内に住居または事務所、店舗、工場等があり、事業を営んでいる方を対象としています。営業年数は問いません。創業関連保証、スタートアップ創出促進保証については、創業前から対象となる場合もあります。

法人の場合は、本社、本店、主たる事務所が県外であっても県内に支店、事務所等があり、かつ、県内において事業活動が確認できる方は、ご利用いただけます。

ただし、県・市町村の融資制度資金を利用する場合は、それぞれの制度の定めによります。

● 許認可等

許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

2 信用保証の内容

●保証限度額

ー中小企業者に対する保証金額の限度は次のとおりです。

個人・会社・医療法人等	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

*上記の限度額に含まれず別枠でご利用いただける保証もあります。
(経営安定関連保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証など)

●資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

●保証期間

資金使途等に応じた適切な期間とします。ただし、協会制度、県・市町村の融資制度資金及び別枠保証についてはそれぞれの制度の定めによります。

●担保

必要に応じて、不動産等の担保を提供していただきます。

●連帯保証人

必要となる場合があります。なお、経営者保証を不要とする保証の取扱い等については、P52をご覧ください。

■ 経営者保証を不要とする保証の取扱い等について

1 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金 融 機 関 連 携 型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」 かつ 「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2 経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり）

次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

※上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。

■ 責任共有制度

● 責任共有制度の概要

信用保証協会の保証付融資については、原則として信用保証協会と金融機関が適切に責任を共有することにより、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援等の適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

金融機関は「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）または「負担金方式」（金融機関の過去の保証利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ図

部分保証方式		負担金方式	
☐ 保証時点	信用保証協会の 80%保証 非保証部分 20%	☐ 保証時点	信用保証協会の 100%保証
☐ 代位弁済時点	信用保証協会からの 代位弁済額 80% 金融機関 負担部分 20%	☐ 代位弁済時点	信用保証協会からの 代位弁済額 100%
		☐ 負担金支払時点	負担金 約20%
金融機関は、80%部分について信用保証協会から代位弁済を受けることになりますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。		金融機関は、信用保証協会から100%代位弁済を受けることになりますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払います。	

責任共有制度の対象とならない保証制度

一部の保証制度は責任共有制度の対象外(100%保証)となります。

なお、責任共有制度導入以前の既保証分は責任共有制度の対象となりません。

主な責任共有制度の対象外の保証

- ・ 小口零細企業保証
- ・ 特別小口保険に係る保証
- ・ 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号～4号、6号に係る保証
- ・ 危機関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証
- ・ スタートアップ創出促進保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業(破綻金融機関等関連) 特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)
(責任共有対象外の保証を残高と同額以内で借換する場合)

信用保証料

信用保証料

信用保証料は、当協会とお客さまとの信用保証委託契約に基づき、保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

この信用保証料は信用保証協会の業務運営を行うため直接お客さまに負担していただく唯一の収入で、日本政策金融公庫への信用保険料、信用保証協会の業務費、代位弁済等に充てられるものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受けたとき、金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。原則として一括払いとなっていますが、条件によっては分割払いも可能です。

また、保証期限前に繰上償還によって借入金を完済した場合は、お支払いいただいた信用保証料を所定の範囲でお返ししています。

保証料率

信用保証料の計算基礎となる保証料率は、お客さまの経営状況に応じて9段階の料率体系となっています。

保証料率の決定にあたってはCRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。また、ご利用いただく保証制度によって適用される保証料率が変わります。

なお、一部の保証制度（※1）は通常より低い保証料率でご利用いただけます。

（単位：年率％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（特殊保証）※2	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外保証料率※3	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※1 新規応援保証、災害緊急特別保証、設備応援らい保証、特定社債保証、「地方創生」応援社債保証、長期成長保証「つなぐ」、サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」など。

※2 特殊保証の料率が適用される保証は事業者カードローン当座貸越根保証等となります。

※3 責任共有外保証料率が適用される保証は小口零細企業保証等となります。

次の保証制度は定率の保証料率となっています。

（単位：年率％）

主な定率の保証制度	責任共有外保証料率	責任共有保証料率
創業関連保証	0.80以内	—
スタートアップ創出促進保証	1.00以内	—
特別小口保険に係る保証	0.55	0.44
災害関係保証	0.80以内	—
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	0.80以内	0.64以内
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	0.80以内	0.64以内
事業再生保証	2.20	—

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記の保証料率に0.25～0.45％上乘せされます。

保証料率の割引

保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定されます。（一部保証制度を除く。）

① 有担保割引【0.1％の割引】

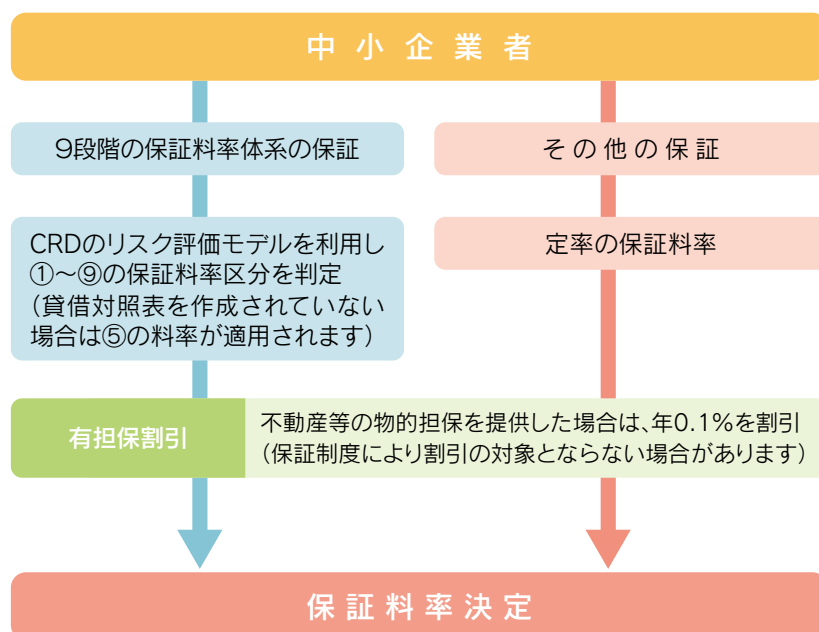
不動産等の担保を提供していただく場合。

② 中小企業会計割引【0.1％の割引】

会計参与を設置している方。なお、会計参与の設置が登記されていることを示す書類が必要になります。

●保証料率決定のプロセス

保証料率決定までの流れは下図のとおりです。



※中小企業会計割引：会計参与を設置している会社は、さらに年0.1%割引きます。
(保証制度により割引の対象とならない場合があります)

CRD

CRD＝中小企業信用リスク情報データベース

CRDは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

一般社団法人CRD協会は信用保証協会51協会、金融機関98機関、政府系金融機関4機関、その他18機関の合計171機関(令和8年4月1日現在)が会員となっています。

●信用保証料の計算

信用保証料は、金融機関からの借入金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

□期日一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{保証期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率}$$

計算例) 借入金額500万円、保証期間1年、保証料率1.15%

$$500\text{万円} \times \frac{365}{365} \times 1.15\% = 57,500\text{円}$$

□分割返済の場合

信用保証料＝①＋②

①据置期間部分の保証料＝借入金額× $\frac{\text{据置期間（日数）}}{365}$ ×保証料率

②分割返済部分の保証料＝借入金額× $\frac{\text{保証期間－据置期間（日数）}}{365}$ ×保証料率×分割係数

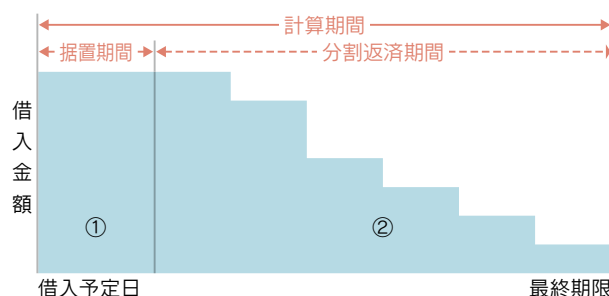
計算例）借入金額1,000万円、保証期間36か月、うち6か月据置、均等返済、保証料率1.15%

①1,000万円× $\frac{180}{365}$ ×1.15%＝56,712円

②1,000万円× $\frac{1,095-180}{365}$ ×1.15%×0.55＝158,558円 ①＋②＝215,270円

●分割係数

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



●信用保証料の分割支払い

信用保証料は、原則として一括でお支払いいただきますが、次の場合は分割してお支払いいただくことができます。

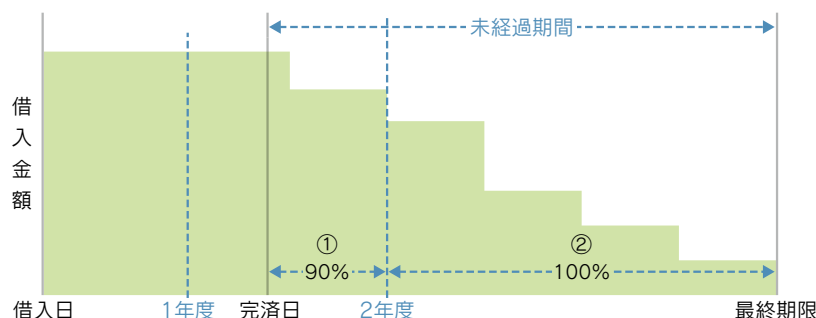
- ① 保証期間が2年を超える当初保証料（特定社債保証、「地方創生」応援社債保証、予約保証及び保証料補給のある県・市町村の融資制度資金の信用保証料を除きます。）
- ② 事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証、小口カードローン当座貸越根保証「ミニpokun」、小口当座貸越根保証「ウサpokun」に係る保証期間2年の当初保証料または貸越期間2年延長に係る変更保証料
- ③ 変更後保証期間が2年を超える変更保証料

詳細については最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。

●信用保証料の返戻

繰上償還によって借入金を完済した場合は、お支払いいただいた信用保証料をお返ししています。お返しする金額は貸付日から1年ごとに区分した年度、次の①と②の合算です。ただし、1,000円を超えるもの（県、市町村からの補助分を除く）に限ります。

- ①完済した日の属する年度については、完済した日までの保証料を除いた残額に90パーセントを乗じた額
- ②翌年度以降については、未経過期間に相当する額の全額



■ 保証制度のご案内

● 協会制度保証一覧

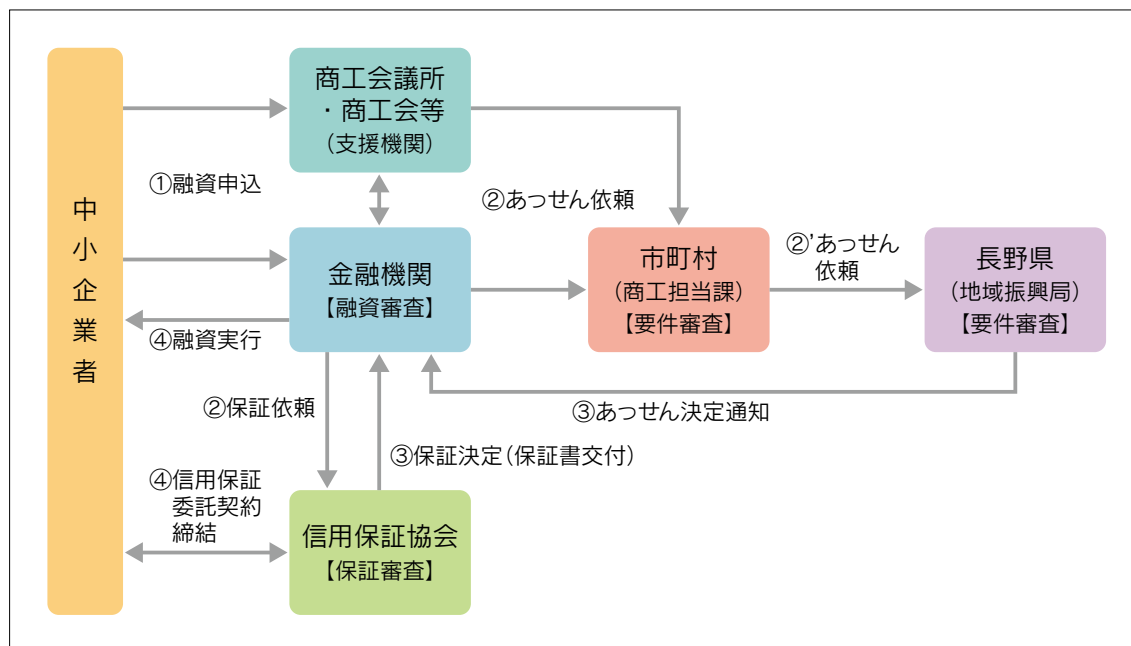
(令和8年4月1日現在)

保証制度名	資金使途	保証限度額 (1企業者あたり)	保証期間	担保	保証人	保証対象者、保証条件その他
手形貸付根保証	事業に要する運転資金（組合の場合転貸資金を除く。）	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
割引根保証	事業に要する運転資金（組合の場合転貸資金を除く。）	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
当座貸越(貸付専用型)根保証	事業に要する運転・設備資金	1企業100万円以上で、2億8,000万円以内。ただし、無担保の場合は5,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口当座貸越根保証「ウサポくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、5,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業者カードローン当座貸越根保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、2,000万円以内	1年又は2年	原則として不要。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
長期経営資金保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき2,000万円以上で100万円単位とし、2億円以内（組合は4億円以内）	運転資金3年以上15年以内、 設備資金3年以上20年以内	原則として要する。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
商工連あっせん融資保証	事業に要する運転・設備資金	融資あっせん要綱で定める。	運転資金7年以内、 設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	融資あっせん要綱で定める。
中小企業特定社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
「地方創生」応援社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	取扱要領で定める。
流動資産担保融資保証	事業に要する運転・設備資金	2億円以内	1年以内	売掛債権又は棚卸資産	不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
振興事業関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	売掛債権	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
事業再生保証	制度要綱で定める。	2億円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
借換保証	事業に要する運転・設備資金	制度要綱で定める。				
小企業経営支援保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内 (商工連あっせん融資保証を利用する場合は運転資金7年以内、 設備資金10年以内)	不要	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
特定信用状関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口零細企業保証	事業に要する運転・設備資金	貸付限度額は2,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。

保証制度名	資金使途	保証限度額 (1企業者あたり)	保証期間	担保	保証人	保証対象者、保証条件その他
一括支払契約保証	制度要綱で定める。	10億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	個人保証人は不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
予約保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	5年以内 (小口零細企業保証を利用する場合は10年以内)	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
新規応援保証	事業に要する運転・設備資金	5,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業再生計画実施関連保証	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
災害緊急特別保証	災害等の発生により必要な事業資金	8,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
設備応援みらい保証	事業に要する設備資金及び設備導入に附帯する運転資金	2億8,000万円以内	20年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき50万円以上で、1,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
東日本大震災復興緊急保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
危機関連保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
財務要件型無保証人保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金7年以内、設備資金10年以内、運転設備は10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
事業承継サポート保証	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円以内	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
自主廃業支援保証	廃業計画の実施に必要な事業資金	3,000万円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
長期成長保証「つなぐ」	事業に要する運転資金	1億円以内	7年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業承継特別保証	制度要綱で定める。	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
スタートアップ創出促進保証	創業により行う事業の実施に必要な運転・設備資金	3,500万円以内	10年以内	不要	不要	制度要綱で定める。
サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」	事業に要する運転・設備資金	3,000万円以内 (サステナビリティにかかる認定等を受けている方は8,000万円以内)	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業者選択型経営者保証非提供保証	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。

保証制度名	資金使途	保証限度額 (1企業者あたり)	保証期間	担保	保証人	保証対象者、保証条件その他
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	事業に要する運転・設備資金	8,000万円以内 経営安定関連保証については、別に8,000万円	10年以内	不要	不要	制度要綱で定める。
プロパー融資借換特別保証	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
経営力強化保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
協調支援型特別保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
金融機関連携型推進保証「TAG」	事業に要する運転・設備資金	8,000万円以内	運転資金10年以内、 設備資金15年以内	必要となる場合がある。	不要	取扱要領で定める。
モニタリング強化型特別保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
財務要件型無保証人特別保証「けんぜん」	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金7年以内、 設備資金10年以内、 運転設備は10年以内	必要となる場合がある。	不要	取扱要領で定める。

●長野県中小企業融資制度資金ご利用の流れ



※制度メニュー等の詳細については長野県のホームページでご確認ください。

長野県のHP→<https://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shokogyo/kinyu/index.html>

●保証料補助制度について

県の中小企業融資制度資金をご利用される場合、県と市町村が信用保証料の一部を補助します。なお、一部の制度資金については、県と市町村で全額補助するため、中小企業者のご負担分はありません。

(一部補助の負担割合)

県補助割合	市町村補助割合(*)	中小企業者ご負担分割合
$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{1}{5}$

*申込市町村やご利用いただく制度資金により補助割合が異なりますので、市町村の商工担当課または信用保証協会窓口までお問い合わせください。

●市町村の融資制度資金

多くの市町村では、独自の融資制度資金を設けています。保証限度額、保証期間、貸付利率、保証人等の条件はそれぞれ異なりますので、市町村の商工担当課または当協会の各営業店窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



 **長野県信用保証協会**

令和8年度版

長野県信用保証協会のあらまし

2026 DISCLOSURE

発 行 令和8年6月
長野県信用保証協会 総務部 企画情報課
住 所 長野県長野市南長野県町597-5
T E L 026-217-7114 F A X 026-233-5030
E-mail kikaku-joho@nagano-cgc.or.jp
U R L <https://www.nagano-cgc.or.jp>